

マルチメディアネットワーク時代における

障害者・高齢者の情報アクセスと著作権

国 際 シ ン ポ ジ ウ ム

International Symposium on
Universal Design for Information Access with
Special Reference to Disability and Copyright

2000年2月5日(土)
午前10時～午後5時

from 10:00 - to 17:00
on Saturday, February 5, 2000

報告書

Proceedings

江戸川区総合区民ホール

Venue: Public Hall for Residents in Edogawa Ward

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

障 害 者 放 送 協 議 会

はじめに

平成12年2月5日江戸川区総合区民ホールにて「マルチメディアネットワーク時代における障害者・高齢者の情報アクセスと著作権」と題しての国際シンポジウムを開催いたしました。

障害者・高齢者の情報アクセス権を保障するための技術は近年目覚ましい進歩が続いています。しかし、技術の進展にくらべて、それを普及しふだんの生活の中に定着させるための体制整備の立ち遅れが目立ちます。

このシンポジウムは、情報化社会を取り巻くこれらの課題について「ユニバーサルデザインに基く情報技術の可能性」と「マルチメディアネットワーク時代の著作権のありかた」という2つの切り口から、それぞれの分野で国際的に活躍されている講師より最新の状況についてご講演頂きました。また、午後のパネルディスカッションでは各分野で活躍するパネリストと午前中の講師と共に今後の展望について貴重な意見交換がなされ参加者との活発な質疑応答の場を設けることができました。

この報告書は、当日の発言内容をできる限り忠実に文書化しまとめたものです。来る「21世紀を情報バリアフリー社会へ」の実現に向けご尽力される関係者のみなさまにこの報告書をご活用頂ければ幸いに存知ます。

財団法人日本障害者リハビリテーション協会

2000年3月

目 次

当日プログラム	3
講演者プロフィール	4
開会挨拶 日本障害者リハビリテーション協会常務理事、障害者放送協議会事務局長 奥山 元保	5
基調報告 「障害者の情報アクセスと著作権－今何が問題か－」	6
河村 宏（日本障害者リハビリテーション協会情報センター長、障害者放 送協議会 放送研究委員会委員長）	
招待講演 I 「障害者のためのデジタル TV 放送について(仮題)」	8
ゼリー・フィールド（WGBH/NACM デジタルテレビアクセスプロジェクト 主任：アメリカ）	
招待講演 II 「著作権に関する国際的な取組み（仮題）」	16
ジョン・デイ ギャローデット大学図書館長	
パネルディスカッション	22
コーディネーター：河村 宏 日本障害者リハビリテーション協会	
パネリスト：牧田 克輔 日本盲人会連合情報部長	
越智 大輔 東京都聴覚障害者連盟事務局長	
高岡 正 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長	
井上 芳郎 全国LD親の会事務局員	
石川 准 静岡県立大学教授	
ゼリー・フィールド WGBH/NACM デジタルテレビ・アクセスプロジェクト主任	
ジョン・デイ ギャローデット大学図書館長	
〔参考資料〕	
1. ゼリー・フィールド氏プレゼンテーション資料	
2. ジョン・デイ氏プレゼンテーション資料	
3. 情報機器展示およびデモンストレーション	
4. 参加者一覧	
5. アンケート結果	

プログラム

10:00 開会挨拶

奥山元保（日本障害者リハビリテーション協会常務理事、障害者放送協議会事務局長）

10:10 基調報告 「障害者の情報アクセスと著作権－今何が問題か－」

河村 宏（日本障害者リハビリテーション協会情報センター長、障害者放送協議会 放送研究委員会委員長）

10:30 デモンストレーション

「インターネットのアクセシビリティとマルチメディア技術」

東美紀、池田智博、河合和美、原田潔（日本障害者リハビリテーション協会 情報センター）

10:50 休 憩

11:00 招待講演 I 「障害者のためのデジタルTV放送について（仮題）」

ゼリー・フィールド（WGBH/NACM デジタルテレビアクセスプロジェクト主任：アメリカ）

12:00 昼食（情報機器展示およびデモンストレーション）

13:20 招待講演 II 「著作権に関する国際的な取組み（仮題）」

ジョン・デイ（ギャローデット大学図書館長：アメリカ）

13:40 パネルディスカッション（途中休憩30分）

テーマ「マルチメディアネットワーク時代における障害者・高齢者の情報アクセスと著作権」

コーディネーター：河村 宏 日本障害者リハビリテーション協会

パネリスト：牧田 克 輔 日本盲人会連合情報部長

越智 大 輔 東京都聴覚障害者連盟事務局長

高岡 正 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長

井上 芳 郎 全国LD親の会事務局員

石川 准 静岡県立大学教授

ゼリー・フィールド WGBH/NACM デジタルテレビ・アクセスプロジェクト主任

ジョン・デイ ギャローデット大学図書館長

17:00 閉 会

川瀬 稔（日本障害者リハビリテーション協会）

プログラム進行：川瀬 稔、金丸園美（日本障害者リハビリテーション協会）

17:30 レセプション 同ホール2階松桜の間

〔アクセシビリティ〕 同時通訳、手話、字幕、磁気ループ、点字チラシ及び車椅子専用席

講演者プロフィール

ゼリー・フィールド GERRY・FIELD

WGBH/NCAM デジタルテレビ・アクセスプロジェクト担当マネージャー
WGBH/National Center for Accessible Media, DTV Access Project Manager

ゼリー・フィールド氏はthe CPB/WGBH National Center for Accessible Media (NCAM) でデジタルテレビアクセスプロジェクトで、放送、ケーブルTV、劇場用・家庭用のビデオなど字幕や副音声による映像説明の方法を開発している。1991年以来WGBHでフィールド氏は解説付きビデオサービスのオペレーション・マネージャーおよび技術プロジェクト・マネージャーとして勤務し、WGBH's Rear Window 字幕と DVS Theatrical システムの開発チームのメンバーであった。フィールド氏はテレビや家庭用ビデオ、DVD、インターネットなどを通じて楽しめる製品を創り出してきた。彼はSMPTE (映像技術者協会) のメンバーであり、SMPTEやATSC、CEA 標準委員会、DTV モデルステーション・プロジェクト等に関わっている。

ゼリー氏はAntioch大学で教育修士号を取得し、長年にわたって地域社会に根ざしたメディアと教育のプロジェクトに関わってきた。妻と2人の息子と共にボストン郊外で暮らしている。



ジョン・マイケル・デイ JOHN・DAY

ギャローデット大学図書館長 The University Librarian/Gallaudet University

ジョン M. デイ氏は経営、情報システムの分野に詳しく、博学で、図書館員としての経験も豊富である。インディアナ大学でドイツ文学士、Case Western Reserve 大学の図書館情報学修士、Case Western 大学で情報学博士のコースを終了した。デイ氏はクリーブランドにおいてはChi Corporationで人事部長、McKinsey & Co., Inc.で調査部長、そしてLake Erie Collegeで図書館長といった役職を含む様々な要職を経験する。現在は、ギャローデット大学で図書館長とビジネス管理の准教授を務め、教職員と学生の技術訓練プログラムおよび客員技術研究員プログラムを確立し、学内で積極的にカリキュラムへの技術導入を実現した。

デイ氏の専門分野での貢献は多大である。IFLA (国際図書館連盟) の専門理事を務め、IFLA のために聴覚障害者への図書館サービスについての報告を発表した。現在はIFLA のSection for Libraries Serving Disadvantaged Persons (図書館利用に不利益にある人々へのサービスセクション) の議長を務める。またASCLA (Association of Specialized and Cooperative Library Agencies - 専門図書館サービス団体協議会) の理事でもある。

デイ氏は聴覚障害者への図書館サービス、著作権問題、大学学術図書館でのサービス、図書館における技術の問題などの幅広い分野について世界中で講演を行っている。



開 会



財団法人日本障害者リハビリテーション協会
常務理事 事務局長 奥山元保

奥山／おはようございます。本日はご参加いただきありがとうございます。本来ならば板山副会長がごあいさつするところですが、風邪をひかれ代わって私がおあいさつ申し上げます。

本日の「マルチメディアネットワーク時代における障害者・高齢者の情報アクセスと著作権」国際シンポジウム、本年は千年紀ということではいろいろな分野で、21世紀にむかって新しい試みがされております。情報化社会において障害者の自立と社会参加を達成するためには障害者自ら自由な意志で情報アクセスできなければなりません。リハビリテーション協会は情報アクセス事業の中核としてこれに取り組んで参ります。

本年のスタート年にあたり、この国際シンポジウムが開催されることはたいへん記念すべきことであろうと思います。

情報は一方的に流されるTV、マスメディアは云うにおよばず急速に普及する携帯電話、インターネットなど、私たちの日常生活にかかせない情報交換手段となっていますが、私たちは目や耳の障害、手足が不自由でキーボードが操作

できない方々に対して、いかにこれを可能にするかという技術革新も求められております。しかしこれは、障害者・高齢者のために技術開発された成果が、本日のテーマである「誰でも使える利便性」につながっていく、いわゆるユニバーサルデザインの技術革新についてのシンポジウムでもあります。

本日はアメリカから、デジタルテレビアクセスマネージャーのゼリーフィールド先生、ギャロデット大学のジョン・マイケルデイ氏を招聘し、私たちにアメリカの実践を日本においてどう活用していくかについて貴重なご意見をいただけることになっております

私たちは昨年来、障害者の情報の問題について著作権法の壁にぶつかり、その改正に向けてさまざまな活動をし、文化庁との話も進み、ようやく著作権法改正にこぎつけるところまでできました。障害者の知る権利を保障するため本年も、このシンポジウムを契機として情報バリアフリー化の元年のスタート事業として本日のシンポジウムを開催します。どうぞ最後まで大いに意見交換していただき、実あるシンポジウムになることを祈っております。

基調講演

「障害者の情報アクセスと著作権－今何が問題か－」



財団法人日本障害者リハビリテーション協会
情報センター長

障害者放送協議会放送研究委員会委員長

河村 宏

ご紹介いただきました河村です。今日、何故このようなテーマの会議を行うのか、成果として何を求めるのか、その点についてこれを企画した責任者として申し上げたい。いくつかのキーワードがございます。本日の集会の名称そのものの、非常に長いのですが、その中にたくさんのキーワードが入っています。＜マルチメディア＞、＜ネットワーク＞、＜障害者＞、＜高齢者＞、＜情報アクセス＞、＜著作権＞。盛り沢山です。どのように繋がっているのかというのが私の話す内容です。

まず、＜マルチメディア＞あるいは＜ネットワーク＞これは、いわば情報技術の世界の言葉です。そして＜インターネット＞という言葉が新聞、マスコミで取り上げられない日はない。それを中心に世の中が動いているかのようです。そして、その中で障害者と高齢者が主に加齢による視覚に障害、聴覚に障害がでるなどのアクセスの問題が深刻になってきています。こ

れはもともと障害をもつ人たちの問題としては認識されていましたが、超高齢化社会ますます複数の障害を持つ高齢者の問題がクローズアップされてきました。そして世の中が情報化、高度情報化の中で、情報を持たないことには日常生活が出来ない、社会生活に参加できない面が極端に強まってきています。そういう中で、＜情報アクセス＞アクセスする権利が、極めて深刻になってきています。

まず要素として、情報技術。

今日紹介されますデジタルTVを中心に、数ヶ月の間に世界で方向が決まっていくであろう技術について誰もがアクセスできるようにするにはどうしたらいいか。初めてアクセシブルな情報技術が出来る。そして、技術ができて、そこで著作権の問題が出てきます。実際にあらゆる情報は著作物です。その著作物を創作した人の権利、それはもちろん尊重されなければなりません。それは同時に、その著作物が公表されたときに、誰かはアクセスできない、障害その他の理由によりアクセスできないと言う状況。それはきわめて深刻な不利益をもたらす。情報に対するアクセス権は基本的人権として、まったなしに尊重されるべきだという立場をもっております。現在の著作権が、本来は著作権者と著作物の利用者、障害者も含まれますが、障害者・高齢者がアクセスするため著作権との調和をたもつ。数ヶ月の間で、全国の障害者団体が力を合わせて大きな進歩を勝ち取っています。大きな進歩というのは、著作権の改正案としてです。それらが私たちの期待する形になるのか、今後数ヶ月の間で決まろうとしている。

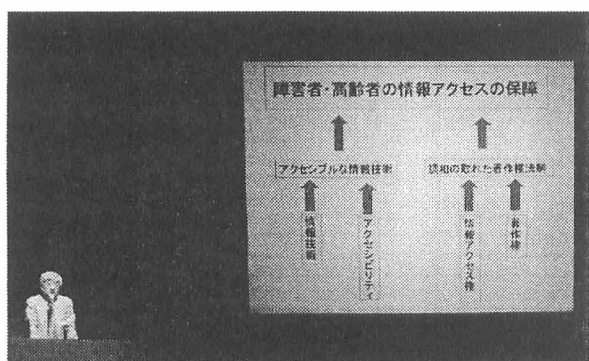
その2つをとらえて、本日、アメリカでアクセシビリティの第一人者として活躍していらっしゃるゼリー・フィールドさんをお呼びして、プレゼンテーションを。それを受けて、午後、

国際的立場で著作権に取り組んでいるギャロデット大学のジョン・マイケル・デイさんにもお話しいただきます。

著作権法改正に向けて頑張ってこられた各障害者団体の代表の方をお呼びし、情報アクセスの分野で活躍してこられた方々をお招きしてディスカッションを行います。

毎年私どもは、リハ協の情報センターがやってくる、特にインターネット、アクセシビリティに関する成果をご紹介します。今回はもともと、こちらを考えて企画しましたが、今の時期を考えて、趣向を変えた催しにしました。アクセシビリティについて、今の＜インターネット＞、＜マルチメディア＞について、どのようなことが現在可能になっているか充分には紹介されていませんでしたが、私どものスタッフによって、このあと3つのデモを行ない、その後、デジタルTVについてのプレゼンテーションをお願いします。

スタッフによるプレゼンテーションは、



最初は、インターネットの視覚障害者のためのアクセシビリティです。ブラウザとメールを視覚障害者がアクセスできるように。

これについて最初に情報センターのスタッフの原田からご紹介します。

続いて、＜マルチメディア＞の一つの具体例として、もともとは視覚障害者のための開発されたDAISYというシステムがあります。そのマルチメディア版をご紹介します。これは、イン

ターネットの技術を集大成した視覚障害者はもとより、ユニバーサルデザインの考え方で、すべての人にアクセスしやすい情報手段としてデザインしたものです。

マルチメディア版DAISYは、情報センター河合、東から紹介します。

最後に、コンピュータを使わなければインターネットにアクセスできないというのがこれまでの常識でしたが、これに対して、コンピュータを使える人は限られた人というのが現実という批判もあります。わたしどもは、コンピュータを使わなくてもインターネットにアクセスできる、電話によるアクセスというものをご紹介します。これも情報センターの河合、東からです。

その後、もう一度私のほうから総括的に課題について確認します。

それでは原田さん、用意はできていますか。ちょっと用意に時間がかかりますので、準備OKになりましたらサインを。

これから紹介するプレゼンテーションの中にはいろいろなメディアがあります。

パソコンでないと読めないもの、DAISY専用再生装置があれば読めるものがあります。今日はCD-ROMなどさまざまなソフト、デモ用のアプリを用意していますが、200枚しか作っていませんので、休憩時間等に後ろの、会場を出ました受付で請求してください。

いくつかのソフトを含めたCD-ROMを用意しています。

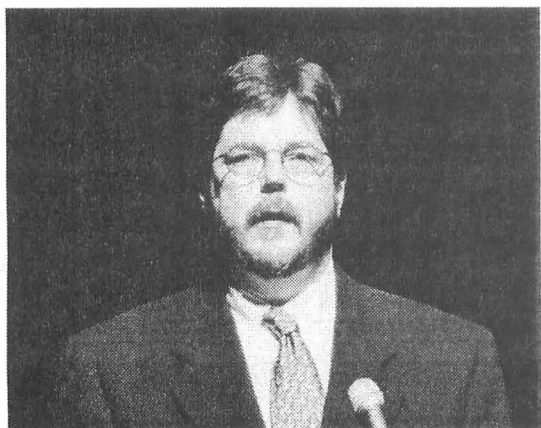
私どもの情報センターは、ノーマネットと研究情報システムという2つのインターネット情報提供のサーバーを持っています。ノーマネットは障害者情報、研究情報システムは国内外の情報。

では、お願いします

*デモ 別紙1参照

招待講演 I

「障害者のための デジタルTV放送について」



WGBH/NACM

デジタルTVアクセスプロジェクト主任

ゼリー・フィールド

オハヨウゴザイマス。

河村先生からご招待いただき、喜んで参加すると返事しました。

今日話すのは非常に重要なテーマです。これから、どんなことを我々がやっているのか、そして新しいデジタルTVシステムの内容について話します。1年前からアメリカで始まっていますが、日本でもそういった動きがあると伺っています。盲、ろう、聴覚障害者がすべてアクセスできるようにしていこうというものです。

1. WGBHとは

われわれの組織についてまた、どういう経緯でここに至ったか。では、スライドを。

WGBHボストンは非営利の放送局で、50年前にボストンで発足し先ずはラジオ、次にTV放送となりました。いま3つのTV局をボストンで運営しています。ラジオ局は3つ。番組はケーブルTV用に流しています。ボストン近郊、マサチューセッツで放送しています。

また、Webでも放送しています。TVのサンプルがあります。これはアップルコンピュータの<クイックタイム>です。後程説明します。WGBHというのは、放送局であり、また番組制作局でもあります。そして教育を目的とした非営利団体です。番組の品質には非常に定評があります。そしてボストン地域だけでなく全米への番組もつくっています。WGBHは約1/3のプライムタイムの番組をつくり、そして全米300で放送しています。番組のシンジケートも行っていて、他局にも提供しています。ハウツー番組「ビクトリー・ガーデン」なども人気番組です。

また国際的な番組配信もあり例えば、科学番組などいろいろつくって配信しています。

また、技術開発もおこなっています。WGBHの使命は、この技術で新しい観客を取り込むことです。80年代はステレオTV放送ができるようになりWGBHが初めて実現しました。

これにより解説サービスが可能になりました。我々はまたはじめて字幕サービス番組をはじめました。<クロズド・キャプション>について後で説明しますが、スクリーン上に文字が出て映像を解説します。

<クロズド・キャプション>のシステムがアメリカにはあり、観る人はスイッチで字幕のオンオフを選択します。すべての対角線30センチ以上のTVにはキャプションのデコーダをつけなければなりません。

最後に、デジタルTVということですが、これは新しい分野です。デジタルTV局が、98年11月ころにできました。いま120局あります。2006年までには、全米のTV局が全てデジタル放送を開始し、アナログ放送はなくなっていきます。

WGBHの使命というのは、TVを観てくださる方々のニーズにこたえること。特に感覚器

に障害のある方のニーズに答えることです。アメリカではろうの方が2400万人、盲の方1300万人と多く、その家族、友人、同僚、学生、コミュニティなどのいろいろな人々にもサービスを提供しているわけです。

同時に、障害者の皆さんにも、活発にコミュニティに参加していただきたく思っています。

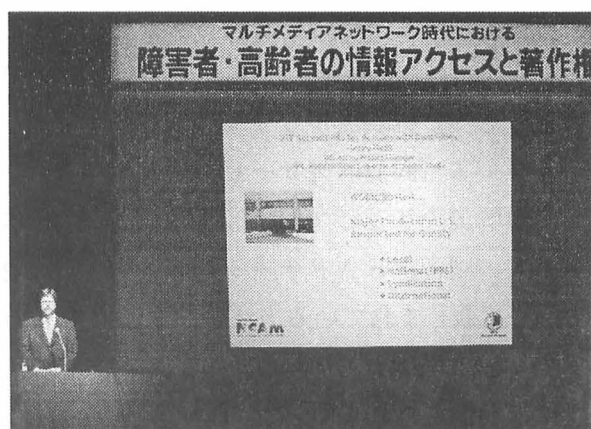
我々のアプローチは<ユニバーサルデザイン>という考え方で、ろう、盲のかたに対して、番組提供を出来るようにすることです。つまり非常に騒音のうるさいスポーツバー、空港などでは皆さんも体験なさるでしょうが、聴覚障害者には字幕が有益です。また、オーディオ・デスクリプション、解説も同様です。番組にナレーションをつけます。普通の番組を流し、付加的なナレーションが出ます。スクリーンには字幕も出せます。全盲のかたへも、ナレーションによって誰がそのシーンに出ているのか、目の表情など伝えることができます。こういったものを提供しています。目の見える方は他のことをしながらでも番組を楽しめます。

特に障害者のためにサービス提供をするときは<情報アクセス>という点、また教育、レクリエーションを楽しんでいただく点も重要です。このシステムを通じ、基本的な人権をも守ります。すべての人は情報を入手し、享受する権利があります。

メディアアクセス局各部門

WGBHにはメディアアクセス局があり、キャプションセンター部というものがあります。全米に初めてできた字幕センターです。全世界にユーザーをもち、ここで字幕を付けています。TV、映画制作者向け、コマーシャル、ノンコマーシャルに対して行っています。

DVSというのは、<ディスクリプテッド・ビデオ・サービス>で画面への解説付けです。



- NCMA 部門

NCAMではNCAMというのは私の所属する部門で、何をやっているかということ、研究開発です。ここ数年間、字幕、画面サービスの技術を提供しています。映画館、美術館、教育機関にも提供しています。最近はデジタルTV、Web上でも提供しています。

- キャプションセンター

キャプションセンターは1972年に開設、<クローズド・キャプション>を提供しています。番組の中でスイッチをオン・オフにすることによって字幕を見たりみなかったりできます。コンピュータのまえに人が座り、リアルタイムで話された言葉を文章にして番組内容にあわせるものです。

実は、リアルタイムでの提供は難しいので、時間がかかってしまいます。生の中継とか、ニュース番組、特別な速報などではどうするかということステノの機械を使います。法廷レポーターが使うような字幕化システムです。これによりリアルタイムが可能になります。気象に関する速報、生中継の場合でも、リアルタイムで字幕提供が出来ます。

例えば、湾岸戦争のとき、かなり生中継がありましたがそれに対しても、殆どのネットワークがリアルタイムで提供できました。「60ミニッツ」というニュース番組がありますが、英語、スペイン語で同時に字幕を提供しています。

現状ではいくつか言語を提供できるかという上限がありますが、新しいデジタルシステムですと、もっと幅が広がります。

－ D V S（画面解説サービス）部門

画面解説のサービスは、90年に始まり10年目です。副音声S A Pチャンネルを通して、2カ国語で親しまれている方法と同じようなものです。副音声のほうで、ナレーションプラス音声効果が提供されます。このD V S（画面解説）はホームビデオでも提供しています。カセットテープで提供しており、200ほどのハリウッド映画も提供しています。

アメリカの人たち、コミュニティの人は、T Vも映画も副音声で聞きたいと思っています。このビデオの製品は全米のコミュニティや10以上の映画館にも提供している画面解説です。副音声と字幕の両方を提供しているところが多いです。

また、いくつかのD V Dでも提供されています。これによってデジタルT V放送の方法がよくわかると思います。

D V Dの映画には音声のトラックがあり、いくつかの言語、字幕のトラックを選べます。私たちが「ライン21」と呼んでいるものがあります。デジタルT Vを事前に観たいときはD V Dを参考にするといいでしょう。N C A Mという部門は、たとえば映画、テーマパーク45カ所に対し（フロリダのディズニーワールドなど）サービスを提供しています。またデジタルT V、W e bへもサービス提供しています。

略語が多いですが、このスライドでいくつかあげてある技術は、W e bサイトにありますからぜひ見てください。www.dtvaccess.org

デジタルT V標準規格化への活動

デジタルT Vについてさらにいいますと、標準規格について政府、業界が採用するものは本当

に実現できるものを確保しようとしており、我々が求めているアクセスを本当に確保するものでなければなりません。私どもも活発にいろいろな業界の規格団体に加盟しています。デジタル番組の規格団体や放送局、ケーブルT Vの団体、番組製作、住宅へのケーブルサービス提供企画、それから消費者製品、T Vなどのメーカーの団体にも参加しています。

2. デジタルT Vへの移行

課題

さて、今かかえている問題は何かということ、デジタルT Vへの移行です。今のやりかたは、いかにデジタル変換するかです。A T S CというのがデジタルT Vのシステムです。たくさんの番組がA T S Cで作られており、それらの番組はこれからもずっと続くでしょう。放送局も配信をまだまだ求めます。ですからデジタルT Vに移行する際、既存の字幕、番組開設へのここ25年の努力が、きちんとデジタルT Vでも確保されなければいけません。

いくつかの技術によってデジタルT Vに移行しても提供できるようにしています。

放送局側に対する技術提供がいくつかあります。放送局としては、ひとつのシステムから新しいシステムにどうデータを移動するか。

可能性

1998年11月、ボストンのT V局が初めてデジタルT Vでクローズド・キャプションを定期的に提供しました。また、デジタルT Vでは新しいサービスもおこないました。

デジタルにすることで、何ができるかというと、放送局が今のチャンネルを使いながら、圧縮技術を使うことで、たくさんの情報が同じ容量に詰め込めるわけです。その結果、字幕情報、画面解説情報自体の量も今まで以上に提供でき

ます。

例えば字幕では、今はある一定の帯域が法によって確保されています。「現在のアナログでは、これだけ確保するように」という法があります。デジタルTVでは、実はアナログの10倍の容量を確保することができます。

しゃべっている言葉だけを字幕にするのではなく、例えば、読み書きを始めた人の学習の補助手段としての複数言語字幕、それから、視覚障害者にとって重要なサービス、デジタル化すると画面解説を完全にステレオの音声で提供することができます。

今のアナログでは副音声はモノラルでしか提供できていません。すばらしい音質の音楽がある番組のメリットを充分享受できていません。デジタル化すると<ステレオ><サラウンド>で提供できます。視覚障害者団体は、番組で提供される言葉だけではなく、音の面についての要求を何年もしていました。

さらに使い勝手もよくなり、臨場感もより一層出るようになり、番組にへ関わっているという気持ちになります。

また、ユーザー側でコントロールできることが増え視聴者つまりユーザが字幕画面解説のコントロールができるようになります。デジタル化することで、例えば字幕の大きさを変えることができます。さらに、フォントも変更できます。

関係団体との連携

さらに重要な点として、コミュニティ、放送局、メーカーに働きかけることが大切です。テスト素材を今作っています。デジタルTVの発展にしたがって重要になってくるのは、TV・ビデオのメーカーとして、どんなデータが配信されてくるかを知ることです。ですから、業界でパートナーシップを組み、新しい字幕を提供

する実験を行っています。メーカーと実験ベースで配信、受信のテストをしています。

また、問題があった場合は、ニーズは何なのかを特定しようとしています。そしてニーズや問題解決について検討しています。今日申し上げたいのは、このすべてをわれわれWG B Hが単独でできるわけではないということです。

いろいろな経験や接触を通して、いろいろな人を巻き込み力を借りています。

このスライドにはかなり技術的な要件がでています。デジタルの字幕サービスに必要な技術ですが、通訳がかなり難しくなると思うので詳しくはふれませんが、申し上げたいのは、世界各地でデジタルTVの発展傾向が見られているということです。そして今あるいくつかのシステムの中には異なるものもあります。しかし我々の望みは基本的に同じ規格のシステム上で展開されることです。アメリカの規格はMPEG 2の暗号化技術を使っています。これは欧州と同一で日本でも採用されています。さらに技術的な詳細を知りたい方は、Webサイトか私に。

デジタルTVの字幕

デジタルTVの字幕が提供できるものとして、今の放送では字幕は2言語を1放送で提供できますが、デジタルTVでは63もの異なったものを提供できます。今のアナログ放送では、字幕は画面上黒い箱に白抜きでありますが、デジタルTVではいろいろなフォントで表示できますし、いくつかの窓を選ぶことができます。つまりどこに表示するか選べます。

例えばマンガの吹き出しのように置くこともできますので、とりわけ子ども番組を制作するプロデューサは、「これはとてもいい」と言っています。

また、デジタル化により、背景の色も選べま

すし、枠も選べるようになります。

画面解説の技術要件

画面解説の技術要件もWebにあります。ドルビーデジタルシステムを採用しています。AC3システムと言いますが、さまざまな形で使われている立体音響規格です。世界のデジタルTVでこのドルビーデジタルを採用しようという動きもでています。ドルビーデジタルを利用すると、さらに多くのオーディオサービスが享受できます。それこそ何か国語でもカバーできるようになります。重要なことは、放送局がもっているチャンネルのスペースには限度がある、ということ。ですので、放送局はその限られたチャンネルに、なるべく解像度の高い画像と、多くのデータを入れたいと思っています。限度があるために、放送局としても限界がありますが、デジタル化の暁にはその限界がなくなり、もっと多くのサービス提供ができるようになります。

この画面解説のプラスアルファとして、<ステレオ>や<サラウンド>で音が楽しめるようになりましたし、カナダ向けに多国語でのキャプションを入れるようにもなりました。

例えばある講演の紹介ビデオをつくる際、それをいろんな人からアクセスできるように、カナダの場合は、英語・フランス語圏の両方の人に理解できるよう両方の言葉を入れるようにしました。これによって配信が効率よくできるようになります。また、ほかのデジタルメディアとの連動も可能です。

3. 標準規格化の動向

さて、アメリカではこういった動きにあわせ、規定もできつつあります。アメリカの連邦通信委員会では、アメリカの放送局に対する規定をつくっています。いろいろな分野をカバー

すべく、制定されていて、地域社会、業界の人々のコメントを聞いて、その意見を吸い上げてルールを作っています。最終的にデジタルTVのルールは今年の4月くらいに出来るかも知れません。画面解説については、これまでルールらしいものはありませんでしたがついに連邦通信委員会が目留め作ろうとしています。オーディオディスクリプション<画面解説>をつけ、3ヶ月ごとに50時間は画面解説を入れる必要があるなどの要件を含めています。

また、ビデオデッキにはこういう機能を付ける、そういった決まり事も作ろうとしています。デジタルTVがいよいよこれからの主役になる時代において、放送局には、どのような義務、責任があるのかをこの委員会では定めています。地域に根ざした情報を発信するだけでなく、公共放送の要素も折り込んでいこうと、それに関するルールもこの委員会では制定しています。技術的な話しをしようとする、いろいろな紹介できますが、これはパネルディスカッションに回したいと思います。

デジタルTVに関わるプロジェクト

デジタルTVに関して、いろいろなプロジェクトが進行していることもご報告しておきます。WebページをデジタルTVで配信することは可能ですし、<ブロードバンド>（広帯域放送）も開発中です。それに関する基準も実施されています。

アメリカの大手電話会社AT&Tでもケーブル会社2社と提携し最大の電話およびケーブル会社ことができました。電話会社が今やインターネットアクセス、電話サービス、ケーブルTVのサービスなどを、一つのラインを通して提供出来るようになってきました。

<ブロードバンドテクノロジー>とはつまり家に引く回線をたった1本にすることです。これ

によって、TV放送回線とケーブルTV回線と電話回線が回線1本だけで家庭に送れます。

このように、アクセシビリティという動きは、どんどん広がっています。使われる言語は、XML、SMILなど、より多くなっています。この広がり、目覚ましいものがあります。2_3年前には想像も出来なかったことです。

それから、JAVAというプログラム言語があるのですが、それを利用したJAVAテレビも開発されています。JAVAテレビを使って、オーディオビジュアルシステムやデータなど広範に配信されることになります。腕時計型のTVも作られるようになるでしょう。

情報技術の進歩と著作権法

新しい機器は日々生まれています。

新しい進歩が情報を必要とする人たちへ、さらに広く門戸を開いていくでしょう。

この後デイさんから著作権のお話がありますが、デジタルTVの世界でも著作権が大きな問題になっています。

当局では、今現在デジタルTVを使ってキャプションや画面解説への要求や、プロデューサーが依頼されたときに、どういう扱いが出来るかについて問題になっています。

アメリカ国内だけで送受信している限りは問題ないかもしれませんが、世界に配信されるとなると、事情が異なってきます。

というのは、各国で著作権の法律が異なるからです。現行の著作権法は、システムや技術がこれほど進歩をすると考えられる前にできています。ですからさらなる議論が必要になってくるでしょう。

また、いろいろな出版物、TV番組など何かを作った人たちには権利があり、その権利を守るためには組合なども必要になります。

法的な措置をとって著作権を侵害しない形で出

版物や著作物を世界に配信できるようにする法的な整備がこれからも望まれています。

今日、皆さんにぜひ伝えたいメッセージは、今私が話したようなことは、国際的に進展しており、私たちもその一部であることを嬉しく思っているということです。

イギリスやその他ヨーロッパのシステムとしては、王立盲人協会、各国のろう者協会などが手を組んでこのプロジェクトに参加していますし、オーストラリアにも協力者がいます。日本では日本障害者リハビリテーション協会はじめこのプロジェクトを支援してくださる方がいらっしゃるということで心強く思っています。

デモンストレーション

最後に、皆さんにデモンストレーションを。

今回は友達をつれてきました。

アーサーという名前です。



アメリカで人気のある子どものための番組の主演です。5年前にスタートしたWGBHの子ども向けの番組です。アーサーが進行役で子供たちが他の人たちとどうやって仲良くやっていけるかを教える番組です。

放送開始以来、アーサーの番組画面解説をスタートしています。

どのようなものかご覧いただきます。

音楽も入っていますし、歌ならば歌詞も画面に出てきます。

実際に見てみましょう。

(英語の唄が流れています)

少し音を上げてみます。

映像が出てます。この字幕の部分、たまに色が変わります。

また、字幕をクリックすると別の情景や情報にアクセスできます。

以上、アーサーをご覧ください。

本当はもう少しお見せしたかったのですが。河村さんから頼まれたものがあります。

ホームビデオ、TV、ケーブル、映画、すべて統合されたものです。

スターウォーズ、最新作「ファントムオブメナス」。これを字幕と画面解説を統合させたもので映画の縮小版のようなものですが、映画公開の前に、Webで公開されました。何百万人もの人がアクセスしました。クオリティとしても非常に高いものができました。この映画には、こちらでご覧いただいているように黒い部分が見えます。そこに字幕、画面解説がでています。さらに特殊音響効果にどんなものが出てくるかがわかります。

そして、これから聞こえる男声が画面解説のナレーションです。

ちなみにこれは映画の予告編ですが、まずは、画面解説の男声からスタートします。

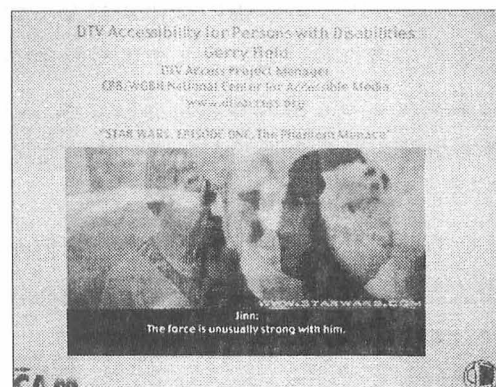
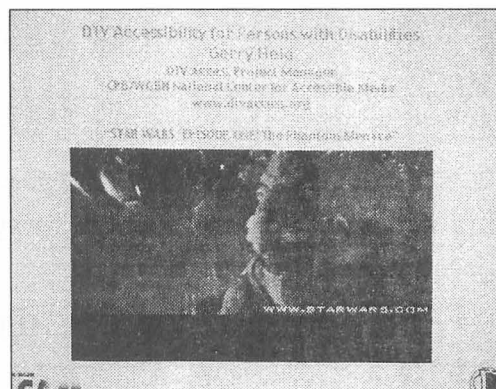
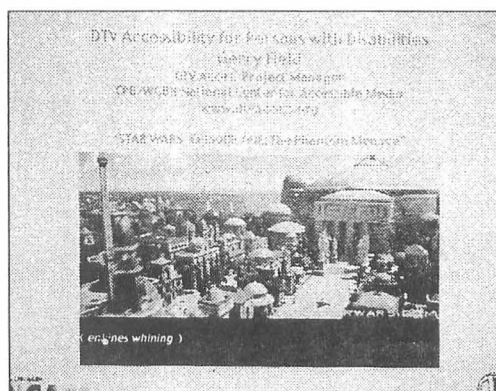
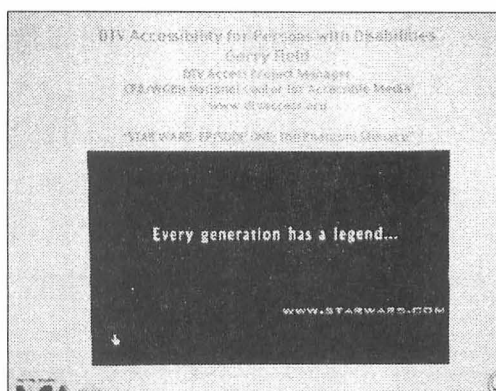
ルーカス・フィルム・リミテッドという会社名がでています。

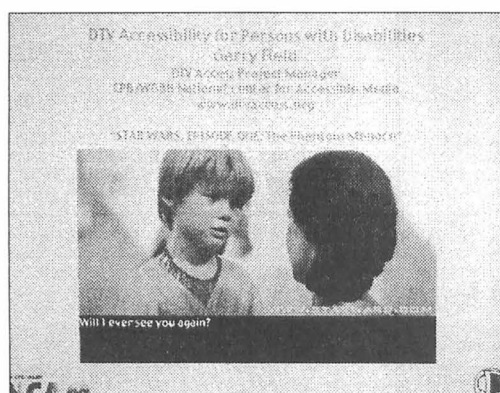
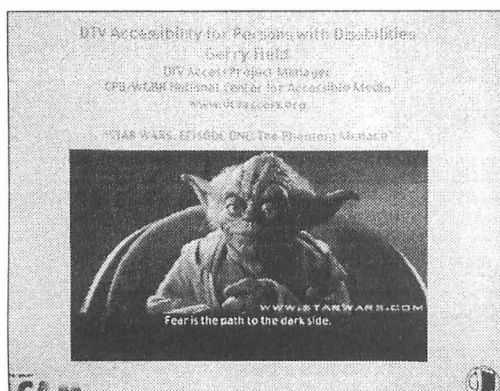
男声のナレーターで情景が説明されました。

そして、今女王役が立っているその情景も説明されています。

さらに映画の状況説明が続きます。今現在、登場人物はまだセリフをしゃべっていません。

(登場人物、英語の音声が出ています)





今の予告編を見るだけで映画を観にいきたく
なりますよね。

まとめ

そろそろまとめに入りましょう。

私のコンピュータで昼休みにもうひとつデモ
をお観せできるかもしれませんが、とはいえ、
私の時間はそろそろ終わりですので、まとめま
しょう。

<クイックタイム>と<リアルプレーヤー>の
この2つを利用すると今のことができます。
今お観せしたのは<クイックタイム・ムービー
>でした。

メニュー画面からクリックすると、たとえば映
像だけ、字幕だけ、あるいは音だけ選択できま
す。例えばキャプションをクリックして「要り
ません」とすると、キャプションは無くなるわ
けです。もう一度今のを開け、DVSトラック

(画面解説)というのを無くすと、ナレーション
が入らなくなります。

もう一度やってみましょう。

外国語や、翻訳を見たいなら別の言葉で字幕が
出てきます。

このようなことが可能になるのは、もちろん一
つの会社ではできず、W3Cコンソーシアムに
加入しているいろいろな企業や団体の参加と協
力により可能になりました。

今、私がやりましたのは、マウスを動かしア
イコンをクリックすることで自分が楽しみたい
方法を選択できるようにしたわけです。つま
り、自分自身でナビゲーションして選択できた
わけです。

デジタル放送そしてまたこうした技術はさらに
進みます。

今、デジタル技術を使うと何百何千のチャン
ネルがアクティブになりますので、利用の仕方
は無限大です。たとえば、文章を音声に変えたり、
またはその逆。あるいは、画像を音声にするの
も不可能ではありません。

スターウォーズを観るときに、このようなこと
がコンピュータでできると意識して頂きたいの
です。

ご覧いただきましてありがとうございます。
今日の午後、パネルディスカッションがあると
伺っています。

皆さんとお話できることを楽しみにしていま
す。何かありましたら個人的にでもどうぞいら
してください。

Webページ、またeメールでもけっこうで
す。話し合いをいろいろな形で続けていきたい
し、デジタルTVのサービスをアクセシブルに
するためのお手伝いができればと思います。
私のお友達、アーサーは日本に初めて来まし
た。アーサーくんをおみやげに差し上げます。

(以上)

招待講演Ⅱ

「著作権と著作物利用 (accessibility)」



ギャロウデット大学図書館長

ジョン・マイケル・デイ

皆さん、こんにちは。本日皆さんにお話しできることは私にとって大いなる喜びであり名誉なことです。

私の講演の題目は「著作権とアクセス」で、特に、著作権法が障害者の情報アクセスをいかに妨げているのか、ということについてお話しします。

そして、その問題を整理すべく企画されたプロジェクトについてお話しします。視覚障害者と通訳者のために、文章に沿ってお話いたします。

提示されております「標題」も含めて19のスライドがあります。

スライド No.2

国際著作権プロジェクトについての概略

- ・ 予備知識（背景）
- ・ 概念上の枠組み
- ・ 論点の説明
- ・ 国際著作権プロジェクト

- ・ その説明
- ・ 経過
- ・ 事業計画
- ・ 理論的根拠

No.2のスライドは、私の話の概略で、三つの部分からなります。

第一に、予備知識の話をして、関係する基本的な論点を理解する枠組みを示します。第二は、国際著作権プロジェクトの説明と経過、そして事業計画です。最後の三つ目は、私の見解としてですが、このプロジェクトを進めるための理論的根拠を示します。

スライド No.3 背景

- ・ 世界人権宣言
- ・ 関係する論点
- ・ ユニバーサル・デザイン
- ・ 課題についての説明

No.3のスライドは背景に拘わる4つの領域を示します。

1. 世界人権宣言は、このプロジェクトの基本文書であり、なぜかと言えばこの宣言はありとあらゆることの基盤となっているからです。
2. 障害者の情報アクセスに影響を与えている著作権法にかかわる論点とは何か、ということについて。
3. “ユニバーサル・デザイン”の概念とこのプロジェクトとの関わりについて。
4. 世界各国の著作権法はさまざまですから、それによって引き起こされる諸課題についての簡潔な説明。

スライド No.4・5 世界人権宣言

第19条 [4. は日本語版、5. は英語版] 世界人

権宣言第19条はこう書いてあります。[この原稿では省略]

本日の私たちにとって特に関心がある部分は「あらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える」このところは、フォーマットや地理的境界にかかわらず、情報にアクセスすることは基本的人権の一つであることをはっきり述べております。これは私たちにとって基本となる重要な声明です。

この宣言は50年以上も前に採択されましたが、それでも私たちは今もなお、すべての人が同じ権利を平等に持つことを保障すべく努力しているのです。

スライド No.6 関係する論点

- ・著作権所有者の権利
- ・著作物利用者の権利
- ・コミュニケーションや著作物利用に関する技術の影響
- ・必要とされる二つの調和

No.6のスライドは4つの関係する論点示しています。

1. 著作物の著作権を所有する人々や企業の権利
2. 著作物を利用する全ての人々の権利
3. 技術が著作物利用にどんな影響を与えたか
4. 二つの調和、即ち、フォーマットやメディア(媒体)のいかににかかわらず、著作物の所有と利用にかかわる全ての人々の間の調和を図る必要があること。二つの調和が必要とされています。のちほどお話しします。

スライド No.7 著作権所有者の権利

- ・著作権所有者は保護を必要としている
- ・著作権法は著作物作成の誘因となる

No.7のスライドは著作権所有者の利益を表しています。

「著作権」という単語は、それぞれの考え方を持つ人とのさまざまな反応を引き起こします。

所有者の立場からは、著作権法の基本的な意図は所有権の保護と著作物の作成から生じる利益にあります。

しかし、批判を覚悟で言えば、著作権保護という考え方は非常によいことだと確信しています。それなしでは、著作物、つまり本とか音楽とか、他のメディアを作り出す動機がどこにあることになるのでしょうか。

スライド No.8 著作物利用の権利

- ・一般の人々に向けた努力
- ・個々の場合においてのみあらわれる特別な要求

No.8のスライドは著作物を利用する権利を持つ人々の関心を表しています。ご承知のように、著作権の問題は非常に複雑です。

しかしながら、著作権所有者の権利と著作物利用する人々の権利との間で実行可能な妥協を作り出す努力は全てよいことです。

私たちは全ての障害者が著作物を利用する権利を保障する必要があります。一般の人々の権利だけでなく、盲の人だけでなく、ろうの人だけでなく。全ての人々です。

次に、このことの意味を説明します。

スライド No.9 技術の影響

- ・情報は電子的形態で作られて出されている
- ・記事、図書、ビデオ、音楽は瞬時に世界へ送られるようになっている。

No.9のスライドは利用に対する技術の影響を表

しています。

今やすべて電子的に作り出されるので、利益と機会がより大きくなっています。即ち、

1. 現在、著作権所有者の懸念は非常に大きくなっています。自分の著作物の管理がおろそかになるのをおそれているからです。もし電子的複製が“自由”になれば、複製物は管理ぬきで自由に複製され送信されるでしょう。
2. 同時に、障害者の利用の権利を満たす好機もより大きくなります。電子的に作成されたものはフォーマット変換が簡単で費用がかからないからです。

スライド No.10

必要とされる二つの調和

- ・ 著作権所有者と人々の著作物利用の権利との調和
- ・ 各国の著作権法の調和

No.10のスライドは求められる二つの調和の説明です。

第一の調和ですが、現在、著作権法はバランスを欠いていて、著作権所有者に多くの保護を与えすぎています。このため、障害者の利用の権利が拒絶されています。私たちは両方の権利、即ち保護と利用の権利のバランスを取る必要があります。そして第一の調和を作り出す必要があるのです。

第二の調和ですが、著作物の利用は著作権所有者の居住国の著作権法で規制されています。著作権法は国ごとに非常に異なっており、人々や司書が、それぞれの国で何が認められ何が認められていないのかを知るのが不可能となっています。このため、不安と混乱に満ちた雰囲気が生じています。この混乱のため、司書は法律違反を恐れ、自国外にある著作権存続中の著作物

のフォーマット変換をやりません。しかし、故意でなくともこれは実際には、自国の法では認められているかもしれない国であっても利用に対する障壁を作ってしまう。

それゆえ、障害者が必要とするフォーマット変換が全てできるようにするための第二の調和は、国際的な、著作権法の適用除外の標準化を通してできるのでしょうか。

スライド No.11

ユニバーサル・デザイン

- ・ “ユニバーサル・デザイン”の原則を出版に適用することが理想的でしょう。
- ・ これは現実の目標でもあります。
- ・ しかし、私たちは今、現在と過去の著作物の利用という問題を解決しなければなりません。

No.11のスライドは「ユニバーサル・デザイン」の概念を壊しています。ポイントが3つあります。

スライド No.12 課題についての説明

- ・ 多くの国では、非常に限定された人々、例えば盲人、に対してのみ極めてわずかな適用除外がなされているのみです。
- ・ こうした適用除外は国ごとに違います。
- ・ 著作物が世界的に流通し、それに適応した著作権法が著作権所有者の居住国の法になります。

No.12のスライドも予備知識で、「ユニバーサル・デザイン」の概念を表しています。このスライドは予備知識のおしまいの部分です。次に「国際著作権プロジェクト」について次のスライドで説明します。予備知識はプロジェクト理解に必要ですが、最も重要なのはこのスライド

です。課題を述べており、課題がプロジェクトを規定するからです。

要するに、必要とされるフォーマット変換が全て適用除外になっているわけではなく、現存の適用除外も同じごとに異なることが問題なのです。このプロジェクトで何をやろうとしているのでしょうか？これらの課題を解決しようということなのです。

スライド No.13

国際著作権プロジェクト

- ・説明
- ・目的
- ・経過
- ・現状
- ・次の段階

No.13のスライドは国際著作権プロジェクトの紹介と5つの領域の概略です。残りのスライドは全部プロジェクトそのものを示します。

スライド No.14

国際著作権プロジェクトー説明

- ・このプロジェクトは、基本的人権の一つとして一般の人々に保障されているのと同じように、全ての障害者が全ての著作物を利用できることを保障しようとするものです。
- ・このプロジェクトは国際的な広がりを持ちます。

No.14のスライドはプロジェクトの概要が説明されています。

スライド No.15

国際著作権プロジェクトー目的

- ・全ての障害者が著作権のある作品を利用するためにその作品のフォーマット変換を合法

化するような基本的な条文の作成を行うこと。

- ・この条文を全ての国にモデルとして提供すること
- ・各国内での条文の法律化を促進するため世界中の図書館境界と協力すること。

No.15のスライドはプロジェクトの目的を説明しています。

図書館はこのプロジェクトの「拠点」となります。図書館は非政治的ですが、それでも各国の図書館協会を通して国の立法に大きな影響を与えることができます。

スライド No.16

国際著作権プロジェクトー経過

- ・1998年8月 アムステルダムにて河村宏氏と原田潔氏とで会談
- ・1999年6月 ニューオーリンズにての専門図書館団体協議会（ASCLA）会長プログラム
- ・1999年8月 米国著作権登録協会（U.S. Register of Copyrights）との会談
- ・1999年8月 バンコクでの国際図書館連盟（IFLA）大会

No.16のスライドはプロジェクトの経過を記述しています。

1. もとになったのは、アムステルダムで河村氏と原田氏と会って話したことで、それが、先ほどまで私が述べてきた諸課題を明らかにしました。
2. 私は昨年専門図書館団体協議会（ASCLA）の会長として、プロジェクトの話をニューオーリンズでの私の計画に入れました。その計画のために、米国、デンマーク、オーストラリア、カナダ、台湾の各国図書館協会の会長、国際図書館連盟の事務局長、世

界盲人連合と世界ろう者連盟の代表を集め、前述の諸課題について話し合い、このプロジェクトを立上げました。

3. 米国著作権登録協会のメリベス・ピータース氏と河村氏も話し合いに参加しました。そして後日、ワシントンでピータース氏と個人的に話しました。これは重要なことでした。なぜなら、米国の著作権当局の支援を得、このプロジェクトを助けることを約束した法律家を生むことになったからです。
4. 前述の話し合いを受けて、プロジェクトは、バンコクでの国際図書館連盟の、図書館利用に障害のある人と及び盲人のためのセクションで議論されました。

スライド No.17

国際著作権プロジェクトー現状

- ・ 国際図書館連盟が中心となる協定
- ・ 米国図書館協会からの支援
- ・ 米国著作権登録協会からの支援

No.17のスライドはプロジェクトの現状を説明しています。

1. IFLA の、図書館利用に障害のある人々のためのセクションは、このプロジェクトを主宰する事に同意し、実務上の「拠点」となるでしょう。
2. 米国図書館協会も援助します。
3. そして、先に述べたように、米国著作権登録協会は助言と指導を行ってくれるでしょう。

スライド No.18

国際著作権プロジェクトー次の段階

- ・ モデル立法を作成するワーキンググループ
- ・ 現存の法律中“最良の実例”を収集すること

- ・ 国際的な NGO を巻き込むこと
- ・ 国際出版社協会を巻き込むこと
- ・ 国際図書館連盟に最終的なモデル案を提出すること

No.18のスライドはプロジェクトの次の段階を示しています。

1. ワーキンググループは国際図書館連盟内の適切な部門の代表者で構成されるでしょう。
2. 収集された最良の実例はワーキンググループの参考となり、インターネットのサイトで容易に利用できるようになるでしょう。
3. 最初の草案ができれば、その草案が全ての人を含んでいることを保障するため国際的な障害者関係の NGO により査読されるでしょう。
4. その時、国際出版社協会の同意が求められるでしょう。
5. 最終章が選択のため、IFLA 理事会に提出され、それと同時に加盟各国内でのモデル立法促進のために各国の図書館協会との作業が進むでしょう。

スライド No.19 理論的根拠

- ・ 情報
- ・ 著作権
- ・ 図書館

No.19のスライドが最後で、このプロジェクトを行う理論的根拠を示します。

1. 情報：私たちは情報化社会の中いて、ここで「私たち」というのは全世界を意味します。私たちは情報をたくさん獲得するのか少ししか獲得できないのかどちらかになるのかということを論じています。ある特定

の人々の集団に対して情報アクセスを拒否することは、最悪の差別です。

2. 著作権：著作権はもともと良いものです。ただ、全ての人々の権利と著作権所有者の権利との間の調和が存在しない時のみ、よくないことになります。

3. 図書館：アメリカ西部の古い時代の映画、“西部劇”と呼ばれていましたが、その映画の中で、正義の男は白い帽子をかぶり白い馬に乗り、悪漢は黒い帽子をかぶり黒い馬に乗っていました。この例えを使えば、図書館は白い帽子をかぶり白い馬に乗っています。図書館は「正義の男」です。なぜかと言うと、

- ①非政治的である
- ②法を守ろうとし、そして利用に供している
- ③各国の図書館協会を通しての政治的影響力を持っている
- ④そして、大事業の責任を引き受けることを恐れない

著作権所有者、障害者のNGO、そして図書館は、全ての人々にとって最良の状況を保障するのに必要な二つの調和を、共同して作り出せるし、作り出していくでしょう。

訳協力者 松延秀一

パネルディスカッション



はじめに

河村／ ではパネルディスカッションを始めます。皆さんのお手もとのプログラム、壇上のパネリストの前に名札がさがってます。今日の午前中の講演および午後のパネルディスカッションの基調報告、デイさんの講演をつうじてパネラーの皆さんは一言ずつ、最大5分以内で自己紹介を含め、コメントしてください。その後、3時までディスカッション、そこでいったん中断し、3時から30分休憩です。そのあと、フロアの会場全体で、発言あるかたを含め、3時半からディスカッションしたいと思います。その中で、質問あるかたは、機会がありますので、3時半からの再開のときにできるだけ前の席にいらしてください。その点、おねがいします。では、パネラーの自己紹介およびコメントを一人ずつ、私に近いほうから順に発言をおねがいします。最初に、石川准さん。自己紹介とコメントを。

自己紹介

石川／ 司会者の隣に座らなければよかったと後悔しています

それは冗談ですが。二点ほど。

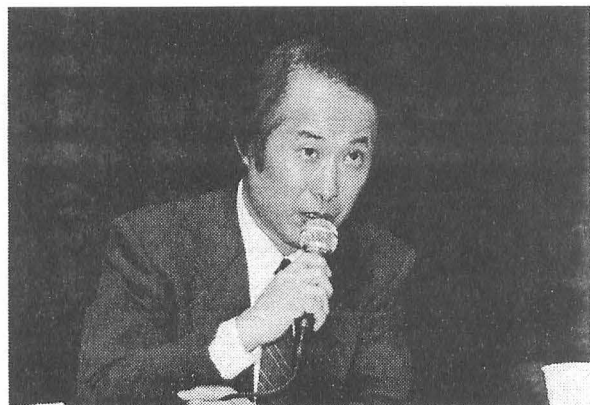
まず、私は視覚障害者です。本業は社会学者です。特にマイノリティのアイデンティティ・ポリティクス論というのをやっています。平行

して、10年ほどの間、視覚障害者用のコンピュータソフトの開発をしています。その経験から感じることを述べます。視覚障害者用のスクリーンリーダーの開発というのは、コンピュータを視覚障害者が使えるようにするためのつじつま合わせをする技術です。視覚障害者がコンピュータを使うには、音声表示や点字表示が必要です。しかしOSもアプリケーションソフトも音声や点字表示をサポートしているわけではありません。視覚に障害のあるユーザーのために、OSやアプリケーションソフトが画面に表示する情報を音声化したり点字で表したりする働きをするのがスクリーンリーダーです。スクリーンリーダーを作るのは大変です。誰にでも情報が取れるような基本設計上の配慮がありません。そういう前提で、尚かつ、それをアクセシブルにしないといけないという使命をおびていますので、きわめて開発コストがかかるソフトです。ですから、その開発で痛感したことは、最初に、インターフェースを作る最初の基本設計の段階でアクセシビリティということを徹底的に考えるべきなのだということです。最後ではなく、最初に考えるということです。もちろん考えるのは情報アクセスの平等のための工夫です。最初にスペックをちゃんと考えておくと、後から楽ができるということなんです。そのためには、コンピュータ業界、障害者団体、情報メディアにかかわる団体、あるい



は行政等が、一堂に会して、スペックなどを考えるそういう場が必要だと思います。それも国際的な場で決めていかなければなりません。

河村／ ありがとうございます。続きまして井上さん、お願いします。



井上／ 全国LDの親の会の井上です。本来であれば当事者と言うことで、LDのご本人がこの場でお話すれば良いのだと思いますが、親の立場と言うことで代弁者ということになると思います。

まず、LDについて簡単にお話ししますと、LDというのは英語のラーニング・ディスアビリティーズ(Learning Disabilities)、複数形になっていますが、の略語であり、日本語では「学習障害」と呼んでいます。しかし「学習障害」というのは誤解を招きやすい表現で、例えば学校で勉強ができないことだと思われることもあります。他に良い言葉が見つからないので、LDと言っております。日本LD学会というのがありますが、ここでも「日本LD(学習障害)学会」という表現をしています。

情報アクセスや著作権の問題ですが、実はLDに関しては、日本ではそれ以前の問題であり、LDそのものが社会的にどれだけ認知されているのかということです。ご紹介しますと、昨年7月2日に文部省の協力者会議から報告書が出されました。この報告書では「学習障害」の用語を使用しています。ここでは「学習障害」の

定義や義務教育段階での指導方法、サポートのありかた等について提言しています。

この定義によりますと、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない」。

これだけ読んだのではさっぱりわかりませんが、例えば、「読む」ということでは、目では見えていても、平仮名の例えば「わ」と「ね」といった文字が紛らわしいために、識別しにくいということがあります。

また、「聞く」ことでは、早口でしゃべられてしまうと、音としては聞こえていても、言葉としては理解できないなどということがあります。一口では非常に説明しにくいことですが、LDとはこのような困難を持つ人たちです。

日本ではまだ「親の会」ができて10年です。やっと文部省からこういう報告が出た段階なのです。

昨年末に文化庁の著作権審議会のまとめの中でわずか数行ですが、「学習障害」についても重要な問題であるから今後検討すべきであるとされています。

河村／ 続いて牧田さん。

牧田／ 今紹介受けました盲人会連合、目の不自由な方々の、運動団体です。そこに所属しています。仕事は、日本盲人会連合、盲人会連合でインターネットを通じて、毎日、視覚障害者、活字を読めない方々のために点字で情報を流している、その仕事をしています。ちょっと早口で申し訳ありません。その立場から、今回シン



ポジウムにこの催し物があったと。昨年12月9日、著作権審議会の審議のまとめということで、パソコン点訳したデータをコンピュータに保存、蓄積する。さらに、それを図書館同士あるいは、図書館および個人の間でネットワークを組んで情報を交換する。現在の著作権法、複製という概念で捉える、いわゆる、著作権を得なくても、点字にする、録音に出来る方向で今国会で法律改正をしたいといったということ。これは、画期的なことだと、高く評価しています。ただ、今回の著作権法の改正に向けての動き、これで全てがクリアされたわけではありません。今日おみえのかた、公共図書館での録音テープ図書作りに関しては、依然として著作権の許諾が必要という問題が残っています。まだまだ問題が残っています。

そのような意味で、今は情報提供という立場で話しましたが、今度は運動している立場で話しますと、この著作権法の改正に向けて、現実動き出したのは昨年の6月頃です。障害者放送協議会として活動を始めましたが、タイミングいいことに、ろうの方がまた後ほどお話があると思いますが、半年の間に、言いたい事、ほとんどおったということです。まだ少し問題は残っていますが、運動という必要性、これを強く感じました。一団体が、あるいは個人が運動してもなかなかちがいがあかない。スクラムを組んで運動した結果、半年あまりで成果を得たと

いうこと、これを運動の中で、大きく評価しています。また、情報提供という立場に戻りますと、このようにいろいろな形でバリアが取り除かれているという現実、そうすると、情報提供者の立場ではいかにユーザーのニーズに応じた良質な情報を提供していくか、さらに責任が重くなっているということもシンポジウムを聞いて感じております。情報の差が社会的、経済的格差を生んでいます。アメリカのかたのお話しもありましたが、そのような状況にならないように、情報が情報であるうちに、ユーザーに届くように、これからさらに情報環境を整えていかねばならないと感じました。それぞれ具体的な話は討論の場で、みなさんにお話ししたいと思います。ありがとうございました。

河村／ ありがとうございました。続きまして、高岡さん。



高岡／ 全難聴の高岡です。私たちは、主に字幕放送の普及の問題に力を入れてきました。日本では字幕放送が非常に少ない。NHKでも17%くらい、民放では2_3%です。いろいろな聴覚障害者団体と連携して、さまざまな運動を進めてきました。国会に対する請願署名もしましたし、テレビの本体への働きかけも行いました。また、毎年、字幕放送のシンポジウムも開いてきました。テレビ局がやらないので自分たちの手でリアルタイムの字幕の配信もこころみました。2年前のサッカーのワールドカップと長野パラリンピックの開会式では大成功しまし

た。しかしそれでもまだ放送局は依然として字幕放送を大幅に増やす姿勢は残念ながら弱いです。私たちの運動の影響により、NHKは今年の3月27日からニュースにはじめてリアルタイムの字幕をつけます。音声認識の技術を使った、世界はじめてのものです。まだ1日1時間だけですが、今後徐々に増えると思います。こうした状況に対し、ボランティア団体と聴覚障害者は、聞こえない人に情報を伝えるためにテレビの筆録や映画の字幕の提供、パソコン通信による字幕配信活動などを行なってきました。しかしこうしたときにいつも壁になるのが著作権法でした。つまり、ビデオでも放送でも、自分たちが自由に字幕にできないことがその活動を妨げていたわけです。こうしたなかで昨年の6月から障害者放送協議会の中の放送研究委員会を中心として著作権法改正の取り組みを進めてきました。文部大臣が著作権審議会会長に要望を出したり、全日本ろうあ連盟を中心に聴覚障害者は差別法令を改正する運動にとりくみ、約200万以上の署名も集めました。この中に、著作権法改正の要求が含まれています。こうした中で、12月9日に著作権審議会の小委員会のまとめができて、画期的な内容が打ち出されました。それは、権利者の権利の保護と、障害者の情報アクセスが同じように重要であるということを出した最初の文書です。具体的には、聴覚障害者の問題でいうと、字幕をリアルタイムでコンピュータネットワークで提供できる、ということです。もう一つは、音声を全部文字にしなくても、要約して提供することが認められました。

三つ目は、聴覚障害者に関連する特定の施設から送信するということです。これは、現在のテレビ局が字幕放送をほとんど実施していないなかでは、私たち自身の手で字幕を提供する展望が開けました。

このことが法律に明確に記載され、また実際に字幕制作・配信の仕組みや組織をつくるには大きな課題がたくさんありますが、非常に大きな前進点にいます。デジタル放送の開始は、これをいっそう進めるものと期待しています。以上です。

河村／ 越智さん、お願いします。



越智／東京都聴覚障害者連盟事務局長の越智です。全国や国際レベルのかたたちの中で、私だけが東京のみを活動の基盤にしておりますが首都の立場もあって、時々全国レベルの会議にお招きをいただきます。午前中のデモにあった、ノーマネットの準備委員会にも参加させていただき、いろいろと聴覚障害者としての立場の意見を出しました。午前中をみていて、またときどき、ネットワークもみっていますが、だんだんと内容が充実してきていると思います。午前中には紹介されませんでしたが、ほかにも文章の読み書きの不得手な聴覚障害者にも簡単にアクセスできるような端末も開発されています。ただ、実際にみたときに、それが十分に対応できるかどうかについては疑問もあります。文章が読めない、わからないという方たちがいるわけで、また学習障害の方たちも読み切れないということがあってはいないかと思います。具体的には、文章がわかるようにルビをふるような工夫も必要だと思っています。著作権のことですが、今度改正される見通しを私も強くもってい

ます。ただ法律を変えれば終わりというのではなく、法律を変えるということは、ハード面もかわるということです。でもソフト面は簡単には変わらないと思っています。具体的な例ですが、私が10年くらいまえ、アニメの「風の谷のナウシカ」に字幕をつけて欲しいと交渉したことがありますが、そのときは認められませんでした。しかし昨年、非常にヒットした「もののけ姫」の場合は聴覚障害者が交渉した結果、字幕をつけ放映されました。そのように、だんだん理解が広がって変わってきていると思います。

もう一つの例として、高岡さんのお話のように、1年半くらいまえ、私の団体と高岡さんの団体で、東京にあるTV局を周り、字幕をつけてほしいと交渉しました。そのときに、どこも検討する、というような反応でしたが、テレビ朝日だと思うんですが、アメリカでもヒットした人気の「ポケットモンスター」に字幕をつけてほしいとお願いしました。あれは時間がとれないから難しいというお話でした。私どもは仕方ないと思いましたが、皆さんもご存じの事件がおこり一旦放送中断しましたが、そのあとから字幕が付きはじめて、そのあとずっとついています。やればできるんです。要は放送側のやる気しだいということです。ですから法律が変わっても、障害者に対する理解を進める運動も必要だと思います。

河村／ 討論の時間がかなりありますので、後ほどお話ししていただけたと思います。一回の発言は5分以内でお願いしまして、焦って早口でしゃべっていただくことになり済みませんでした。ここで、ジェリーさんとジョンさんからコメントをいただく前に、私からコメントを。今までのパネリストの方からご発言があったように、この半年間に全力で全ての障害者団体の

名前で文化庁に対して、活動して参りました。その運動の成果として、日本の著作権法の見直しに結びつく成果があがりつつあります。その中で、もういちど周辺を見てみますと、ジェリーさんがプレゼンテーションで紹介したように、デジタルテレビが間近に来ている。そして、12月には日本でBSデジタル放送が始まろうとしています。それに向けて、受像機が必要です。受像機の基準をどうするか、といういろいろな規格が出ていて、つめの議論をしている段階です。あと2_3ヶ月後には、デジタル放送の規格は受像機のレベルで決まるのではと思います。そうだとすれば、私たちが声を出していった、その受像機が、ジェリーさんの話のように、少なくとも4つの選択肢をもつ、なにもしないときは普通のテレビ放送、字幕を入れたい、というスイッチを入れれば字幕が入る。副音声で画面の解説が欲しいときにはスイッチ一つで出る。全部ほしいときは全部出せるという受像機が出てくれば、事態は大きく改善されると思うんです。今日のプレゼンテーションの中で重要なのは放送用の技術はそこまできているし、パソコンで字幕、画面解説は映画やテレビにつけられるのだと、放送がそこまできています。それを証明してくださったのは、ジェリーさんのプレゼンテーションだったと思います。受像機をつける方が、対応できる装置になっていなければ、私たちは、また後からアダプタをつけるのか、買い直すのか、一度決まってしまうと、後から直す、そんな虚しいことがまたおきるのか。そんな段階に今あるのだと思います。今私たちは、技術作業の側からも、みながアクセスできるような技術を実現して欲しい。障害者自身のあらゆる環境に向けて、実現可能な方法を示すときだと思っています。おそらく、今度は著作権の問題が出てくるでしょう。

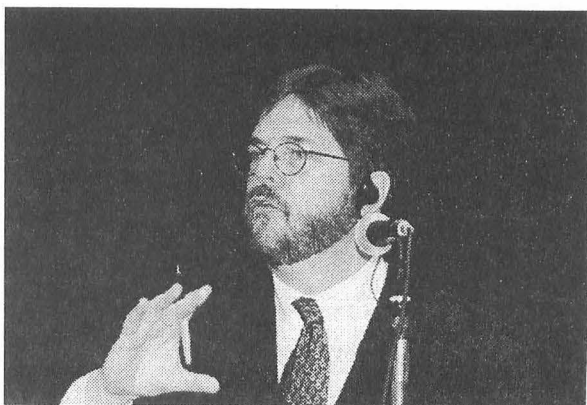
技術的に出来ても、次に個々の著作権の承諾が

なければ出来ないのか、ある条件では承諾なしでも出来るように著作権の上でも保障されるのか。今それが問われています。その2つのことについてコメントをいただき、さらに議論を詰めたと思います。今日は番組を作り放送する側からの技術紹介でした。デジタルテレビのもう1つの特徴は、双方向性です。インタラクティブといいます。受像機がたんなる受像機ではなく、受像機側からも、放送者側に発信できる。発信されたものが、放送局がその気になれば、配信する、見ている人たちに受像機を見てる人から、送られてきたメッセージを、放送局と一緒にしてテレビを見てる人たちに送り返すことも技術的には可能かと。

障害者運動

著作権については、全障害者団体が構成している放送研究委員会がありますが、文化庁著作権課と進めています。緊急災害時、必要な情報をすべての障害者、高齢者に送るべきではないか。著作権の上でできることがないのか、必要なのは、どんな状況でも情報が受けられるということ。ある放送局だけが、機能が集中していると、放送局が地震でつぶれれば、情報が流せない。地上の線だけに依存していると、線が切れれば、流せない。そうするとどうしても今使っている人工衛星を使った放送、あるいは、インターネット、電話、電話の多くは今無線で、携帯電話でやりとりしてありますが、そういうあらゆる情報チャンネルを使って必要な情報を必要な人にアクセスできる形で提供する。それは一つは放送局の責任である。公共的な情報を提供する責任であると私たちは考えています。今回、著作権法の改正でおそらく可能になるであろうキャプション、ボランティアがインターネットを使って送信することが自由化されると、それを使うとたとえば、これからできるテ

レビセットを使って、ボランティアや決められた人が、ある災害の時に、災害地域に情報発信するということに結びつく技術が、ジェリーさんの紹介のデジタルテレビの技術のなかにあると期待してますが、これについてジェリーさんからコメントをいただき、さらにジョンさんから全体を通じて、周辺を整備してどのように運動を進めたらいいのかのコメントをいただきます。



ジェリー／ ありがとうございます。いくつかコメントがあります。二つまとめて申し上げます。まずアクセシビリティをシステムに最初から組み込むのが大切です。システムができてから直すのではなく。アメリカでは実証されています。いくつか数字を。はじめにクローズドキャプションをつけたときには、その機能がありませんでした。つまり、デコーダーが必要でした。ところが20年くらいの間におそらく、80万個くらいのデコーダーが家庭に設置されました。商業放送局では20年たっても80万個では、クローズドキャプションはあまりやる意味がないのではないかと。なぜかという、放送局側がお金をかけて作らなければならないからです。しかし6年ほど前に法案が通り、米国内の13インチ以上のTVにはデコーダー内蔵することが義務づけられました。だからクローズドキャプションが普及しました。実際にニーズがある、字幕サービスの利用は一部の人だけでは

ないということが理解されました。そういったことで、キャプションのつく番組が増え、最近では地元のニュース番組には字幕がつきます。地元のTV局でも地元企業の資金を得て、字幕サービスをつける努力をしています。ですから、たとえば広告でも、コマーシャルのところで「この番組の字幕の提供はこの企業」という宣伝がでます。このような形で何百万という字幕対応TVが家庭に入っています。情報を提供するという仕組みが変わったときには、受け入れ側も変わらなければなりません。やはり放送局側の態度の変化も重要です。アメリカでは字幕提供は放送局にとって魅力があります。新しいニュースに字幕をつけていますので、当然、他の放送局がやればこちらもやるということで競争の元になります。また、一般的なコメントをすると、調和が必要であるということです。この言葉を使っているのがうれしいんですが、まだまだアメリカのシステムにおいて、新しい番組に字幕をつけたら、最後までその番組は字幕付きであるべきなんですが、そうでないこともある。たとえば地上局がある番組を開始し、字幕付きで放送する。しかしケーブルテレビに配信すると、そこに字幕をきちんとつける、あるいは衛星放送でも。しかし現実的には技術が違うので、たとえば無線で送ると字幕が落ちることがあります。ケーブル事業者でも、いまこの問題に対応していて、必ず発信側でついたら受信側でもつくようにしています。ですから、ケーブルテレビを受信すると字幕が落ちることがあったので、対策をこうじています。そういう問題はデジタルTVへの移行でも起こります。規格は標準化されているのですが、まだまだ地上デジタル放送とケーブルの規格の差はあります。アメリカFCCの会長は、「デジタル放送局とケーブル放送局で合意ができなければ、4月までに当局が作るぞ、という脅しもか

けています。とにかく、アクセシビリティに関する情報は、番組がつくられた最初から組み込まれて、配信の末端まで届くようにしなければなりません。最後に、映画字幕についてですが、我々は映画の字幕付与のプロジェクトを始めました。これは、字幕、そして画面解説を制作のはじめからやることが重要で、そこでスタジオに行き、映画の公開前に字幕や画面解説の話をします。どこで公開しても字幕、解説が提供されるよう合意をとりました。劇場でも、ケーブルでも、家庭TVでも、字幕と画面解説がつくように、という合意をしました。他にもいろいろありますが、このくらいに。

河村／ ジョンさん、おねがいします。



デイ／ 私からは、2_3のコメントをして、あとは質問させていただきます。

河村先生、今回はお招きいただきありがとうございました。そして、シンポジウムでお話できて有り難いと思っていますが、同時にいろんな事を学びたいと思って来日しました。著作権法について、いかにこの話が複雑であるかに驚いています。今日午後私が話をして、パネルディスカッションをして、私だけでなく、他の国の皆さんも著作権についてはいろいろな問題を抱えているんだと思います。共通の問題点もありましょう。

また、ジェリーさんがお話していましたが、いまや、技術面の進歩が激しいものですから、ま

た、いろいろなものの変化があまりにも激しいので、著作権に関する法、規制が、どの程度進めているのかわからないほどです。問題は本当に複雑化してきています。技術の進歩が早くなればなるほど、物事が複雑になればなるほど、著作権を巡る問題の複雑性もましているといえます。今ほどのレベルに著作権の問題が複雑になると、細かくほぐして、一つ一つ、解決していくことが必要になるでしょう。今までのやり方ではなく、適用除外というのではなく、新しいやり方を考えていかなければならないでしょう。例えば、同じ適用除外にしても、障害の種類によってとか、あるいは、技術の応用の仕方、適用の仕方によって、この場合は適用にするとか。考慮しなければいけないのでしょう。

今回、午前中から皆さんのお話を伺って思ったことがもう一つあります。われわれみんなが、世界中で障害者の問題、アクセシビリティ、著作権の問題とか話す時に、常に直面する問題、それはコストの問題です。例えば技術改革のためのコスト、それによって、マテリアル、情報にアクセスするためのコストがどんどん高くなっています。障害を持つ人たちに援助をするというときに毎度聞く言葉が、沢山のお金が必要なんです、私たちには資金がありません、というはなしを毎度のように聞いています。その一方で、技術を進歩するために働いている方たちというのは、自分たちのやっている仕事に対する理解が少ない、儲からないと思いつつ、それが現実なんだと思います。

もう一点、井上さんのLDについての話で思ったことがあります。学習障害問題について、会議に参加した経験があります。この問題については、自分でも知識を深める必要があると思っています。特に、著作権とからめて考える時に自分自身もっと勉強しなければと思います。ですので、このディスカッションの間にも聞きた

いと。

討 論

河村／ ありがとうございます。これで、まずは第一ラウンドが終わりましたのでここからは自由な討論です。挙手をして発言をしていただきたいと思います。先ほど、時間制限があつて足りなかったところ、他のコメントに対してさらに付け加えたいことがありましたら、10分間、休憩までの間を自由討論にしたいと思います。ご発言ください。

牧田さん、どうぞ。

音声による画面解説の製作コスト

牧田／ 今、私ども視覚障害者の場合、解説放送になりますが、この点について、ジェリーさんがコストの話をしましたがお聞きしたいのですが、解説放送は私の調べでは、NHKでは平成2年度からやっていますが、去年は6つの番組があります。放送時間は1週間に15時間です。1週間とは168時間中ですから、NHKのテレビ放送の8.9%です。一方、民放は、去年の11月、1カ月間の統計で、1社あたり平均放送時間数(解説放送)は10時間7分です。パーセンテージでいうと1.3%しか解説放送をしてない。これが現状です。これを私なりになぜ視覚障害者の間で要望があるにもかかわらず民放では1.3%、NHKでも10%なのか、なぜかを考えると、著作権のことではないような気がするんです。今おっしゃった、コスト、ここだろうと思うわけです。先日もNHKや民放の方々と、1月27日でしたか、ある会合での数字ですが、そこでも話しましたが、すべてコストの話しかしない。著作権ではないんですね、どうも。その辺を整理し、我々運動団体としては運動する必要がある。コストの問題、そしてデイさんのおっしゃったように、この番組のスポンサー、その

言葉は使わないかもしれませんが、「〇〇の提供です」とアナウンスが入ります。「この番組の解説放送は〇〇と」と、アナウンスできないかと、私は提案してきました。そういう形でスポンサーが見つかるのではという気がします。コストとおっしゃいましたが、日本では著作権より制作費用がない。これが大きなネックになっている気がします。その意味で、今アメリカの方々がおっしゃった、番組づくりの費用、これはどこから出ているのかをお尋ねしたい。

河村／ 特に音声による画面解説の製作コストはどこから出ているかの質問ですね、これについてはジェリーさん、お願いします。

ジェリー／ なるべくいい返事をさしあげられればと思いますが、アメリカでもまだ限定されています。特に公共放送サービスに限定されているんです。週12_18時間の画面解説が入り、このコストは連邦政府の補助金でまかなわれます。というのは、公共放送サービスには政府が補助金を出すという局だからです。この局で作られている番組は、ターナー・クラシックムービーズというケーブルTVで放送されています。WGBHもその関連なんです。このケーブルテレビにも連邦政府から助成金が出ています。アメリカの連邦通信委員会は、この字幕制作のルールをさらに改善しようといっています。現状では、字幕コストはTV局がコストをもつことになっていますが、それではなかなか普及しないのでルールを変えようといっています。TV番組をつくっているTV局というのは、まさに番組を作り、コストをはらい、画面解説をつけて配信する義務が生まれつつあります。ですから、現状では限られていますが、今後は局がコストをもって、民放側がコストをもって、そして字幕・画面解説つきの放送をしていかななくてはならない、ということになります。

それからもう一点、これはボランティアベースのサービスがある、ということ。TV番組を作る制作側にとってみれば、やはり字幕や画面解説をつかって、長期にわたり成功、またビジネスとしても成功することも当然ですが、そして経費としてとらえることが重要になってきます。たとえば、ネットワーク局で1時間番組をつくるのに、いくらコストがかかり、字幕にもいくらかかるのか、それを経費として計算しなければなりません。いま、1時間番組で字幕制作には600ドル。字幕だけでなく、画面解説ではナレーターを雇う必要があり、800ドルなどと増えていく。というわけで、画面解説や字幕をふやすと、コストもかかる。ただ、数を増やせば全体的なコストを下げられる可能性もあります。他のビジネスでも同様です。いまアメリカでモデルとしてみているのは、市場主導型のものですが、政府もそのようにしないといけないと動いています。

河村／ 補足的な質問ですが、いまの説明で、字幕コストが1時間あたり600ドル。そして、画面の音声解説が3200ドル、というご紹介があったと思いますが、これは現在の技術でのコストだと思いますが、それがデジタルTVになったときにどのように変化するか、補足をお願いします。

ジェリー／ 最初の段階では、それほど変わらないのではないかと。現実問題として、字幕を作る、解説を入れるというのは、処理自体はそんなに変わらない筈なので、コストもあまり変わらないと思います。ただ、わたくしの仕事は、WGBHでビデオ解説をいれることで、10年前に始めた時の技術は古い、お金のかからない、品質のよいデジタルテープがあったんですね。しかしそれはいまは、どこでもできるようになりました。時間がたつにつれて費用が安くなることもあります。また配信システムもコストに

影響しません。では、あと、サービスをもっと入手可能にする、増やすということに対してもふれたいと思います。

字幕制作コスト負担の日米比較

高岡／ いま、牧田さんが指摘された問題点は、制作のコストをどこが負担するかというお話だったと思います。アメリカでは字幕放送は法律で義務づけられていますから、放送局がやらなければならない。日本の場合は、出来るだけ努力することというようなかたちでしか法律に書かれていないので、アメリカのいう義務付けとは性格が違います。牧田さんの言われた会合で、民放の代表の方が、これからデジタル放送を始めるために、巨額のコストがかかる。だから字幕製作については、あくまでも自主的に取り組む。というようなことをお話しされました。つまり、自分たちは積極的にやらないと公言したわけです。これは非常に重要な発言だと思います。それは放送局が、放送するという使命を全く考慮になく、自分たちの利益を第一に考えている事が大きな問題です。それからコストがかかると民放の方は言っていますが、今までは自分の局で負担していた番組の字幕製作費を、今は国から補助金をもらって製作しているので、前よりは負担が少なくなっているはずです。それにもかかわらず字幕番組が増えていないというのはおかしいことです。ジェリーさんは驚かれると思いますが、日本では1時間の字幕製作番組のコストは、40万円（4000ドル）です。そのうちの半分20万円、2000ドルを国が出すわけです。ですから、ジェリーさんが日本に来て字幕を作ると大変儲かると思います。これからデジタル放送の時代になれば、放送された番組はアメリカでも見られますから、アメリカで字幕製作をして私たちに提供してほしいということも考えます。問題は放送事業者が字幕

をつける、解説放送をつけるという公的な責任として受け止める必要があると思います。字幕を作るコストをスポンサーに求めるということは結局国民全体で負担することになります。テレビ局だけが負担しているわけではないという考え方もできるわけです。

河村／ どうも、非常に、楽しいという大変ですが、希望のもてる話でした。それでは、ここで30分の休憩を入れます。今3時5分過ぎですので、3時35分から再開します。客席からの質問・発言を受け付けます。ですから、質問、発言のあるかたは前のほうにいらしてください。後ろにマイクをもってくのは時間の無駄です。でご協力いただきたいと思います。ここで中断し、3時35分ぴったりに再開します。休憩いたします。

－ 休 憩 －

セッション

河村／ 再開しますので、着席をお願いします。まもなく再開いたします。お待たせしました。それでは再開したいと思います。お約束通り、これからのセッションは、場内すべての方にご発言いただけるように運営したいと思います。最初にご質問があれば、受けてから、そのあとお答えする方法で進めます。その前に、マイクロフォンをどなたか……。それではご質問のある方挙手をお願いします。最初に質問を全部受け付けますので、質問のかた、挙手をお願いします。3人4人。前の方から順番にお願いします。最初に氏名をおっしゃってください。その後、ご質問を。では、よろしくお願いします。

会場からの質問



アメリカにおける連邦通信法、字幕番組の著作権処理についてと国際社会におけるフェアユースに関する意識格差ほか

会場／ 田中と申します。聴覚障害者です。で、もっぱら字幕関係の質問ですが、3つ。

最初は、連邦通信法の規定で字幕が聞くようになっていて聞いています。どちらも同じ2006年とか2007年と言うことですが、この二つの動きは、連関があるのか、それともタイミングがあっただけなのか、伺いたい。

二つ目は、放送局の放送する字幕番組と、著作権法の関係で、さっきいった、100%字幕のことでアメリカの聾啞連盟NADにメールして、字幕と著作権法のことを聞いたのです。そうすると、100%になると、著作権法は関係なくなる、という、法律顧問の人の話でした。どういうことかと思ったのですが、放送局が放送するときに字幕を入れていると著作権法の許諾かなにかは放送局がやるので、ユーザーとしては著作権は意識しなくてもいいという意味なのか、あるいは、放送する時に字幕を入れるのにそもそもが著作権法を侵害しないということになっているのか。どちらかを伺いたい。

三つ目は、今度の著作権審議会の12月に出たまとめですが、これは、著作権を制限することで得られる情報が、健常者に流れるという危惧があると4ページ半の間に4回も5回も繰り返さ

れています。このことは総論で一度いえばいいのに、各論でいちいち繰り返していますね。これは日本の人権意識が希薄なことと、日本の著作権法にはフェアユースの観念がなく、具体的にこれこれだけで権利を制限するというような発想があると思います。ここで質問ですが、ジェリーさんがおっしゃった国際的な著作権になると、フェアユースという観念のある国とない国があると思いますが、そのへん、かなり違ってくると思います。国による違いをどのようにまとめあげるつもりか、うかがいたい。

河村／ ありがとうございます。質問をまとめて受け付けます。次のかた、先ほどそちらで。

会場／ 東京学芸大学の高橋です。途中からの参加ですので、午前中話が出たのであればあれなんです。高岡さんが先程おっしゃった中に、アメリカでは字幕放送を義務付けている、ということがあったのですが、その話を聞いていたときに思ったのは、アメリカのADAのお話ですが、アメリカで障害者の権利を包括的にサポートしている法律だと聞いていますが、そういう字幕とかそういう活動されてるときに、やはりADAみたいな法律的な背景が大切なのか確認したくて質問しました。よろしくお願いします。

河村／ ありがとうございます。あとおふたり。

会場／ イマイダです。アメリカで公共方法では税金で字幕が表示されているそうですが、その場合、字幕は全文の字幕ではなくて要約ですか？ということと、あらかじめ字幕で表示、解説することを前提として番組を作れば、字幕の表示の時間もとれると思うのですが、速いテンポで解説がなされると、ニュースのように早口で話す場合も、うまく字幕がつけられるのでしょうか。それで、公共放送で字幕があるという話でしたが、他のABC、CBS、TBSな

ど他局での字幕はどうなっていますか。目の不自由な方に対して、副音声による画面解説という話が要望がありましたが、アメリカではどの程度サポートされているのか。映像を言葉で説明するのは非常に難しいし、対象によっては、専門家に説明してもらわないとわからないものもあるので、なかなか、大部分の番組につけるのは難しいと思いますが、そのあたり、どの程度の可能性があるのかをお聞きしたいと思います。

それから、これらの障害者にお聞きしたいんですが、大変失礼な質問で申し訳ないのですが、視覚・聴覚障害者は、見えないのでしょうか？

強度のテレビがボーッと見えるのでしょうか。ラジオ番組では不十分だとお考えでしょうか？

河村／ ありがとうございます。最後のご質問のかた。先に女性の方。

会場／ 松村と申します。私は聴覚障害者です。アメリカからいらしたフィールドさんにお聞きしたいことがあります。今日のテーマはマルチメディア・ネットワークですので、今流行っているインターネットや、モバイルに関して、これからますます普及していく、目の見えない人には音でHP（ホームページ）の説明を出来るように、耳の聞こえない人はHPからいろいろな情報をもらえるように全ての人がパソコンを持っているわけではありませんが、例えば、日本ではパソコンはまだ趣味で必要なものではありませんし、アメリカと比べるとパソコンは高価なので、手に入れにくいという現象があります。失礼ですが、アメリカの場合は、日本よりも、貧富の差が激しいですね。パソコンが手に入らない人もいますよね。他の国からアメリカに移民してきた人の場合は、アメリカで職を得る事を一生懸命で、パソコンを入手できないですね。新しくパソコンを覚えようと

思っても、覚えられないという問題もあります。そのあたりアメリカではどのようにしているのかお聞きしたい。それと情報アクセス、人によって得られる情報が異なること背景が違うということがあると思います。その場合は要約というかたちになりますが、そのときに100%完璧に情報を与えることが平等になるのか、それとも、平等にできないのであればどこまで情報を共有できるのかという、そのあたりをどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

河村／ どうもありがとうございました。最後に、お願いします。お名前を。

会場／ ヒグチです。電子図書館について調査しつつあるもので、そこで発生した疑問点、アメリカについてお聞きしたい。デジタルコンテンツをつくるときに、コストがかかります。で、今のところあまり安くはありません。これはどうしても誰かが負担するコストですから、図書館を利用する場合、利用者が負担すべきではないかという議論がありますが、世界中、少なくとも日本・アメリカでは図書館を利用する費用は、利用者負担になっていませんが、将来、個人的見解では、利用者が負担するという制度をなんらかの方法で手に入れなければならないと思います。ジョンさんは、アメリカとどう考えるか教えてください。

河村／ ありがとうございます。非常に多岐にわたる質問で、著作権に関わるもの、また重要ではあるが著作権に関わらないものがあります。順を追って整理しながらコメントをパネリストからいただきたく。回答とともに、コメントをいただくような形で発言をお願いしたいと思います。まず、字幕を100%つけるべき期限というものが、日本とアメリカそれぞれで設定されています。これについて、アメリカではどういう法的根拠でそれが設定されているのか、ま

た日本ではどういう根拠になっているのか。特にアメリカについては、別の質問で、ADAとの関係で、法的な期限があるのかどうか、そして、その場合に著作権についての問題というのは著作権法のなかで処理されるのか、それとも放送に関する著作権問題は、100%の放送に字幕がついた時点で全く解消したとアメリカではいい得るのか。そういった点について、まずジェリーさんから、回答とコメントをいただきたく。



アメリカにおける字幕番組の著作権処理について

ジェリー／ まず、アメリカの経験からお話します。まず区別しなければならないのは、録音図書の情報を配信する、図書館情報を配信するということと、その著作権。それから、放送における字幕の二つがあります。この二つは違った問題で、日本でもアメリカの状況とは違うでしょうが、最初からアメリカでは「字幕」を考えるとときに、やはり著作権者との活発なやりとりが必要でした。そして著作権者の承認が必要でした。これは実際的な問題で、著作権に関わる問題なわけです。制作者の承認なく番組を複製するのは著作権法にふれるわけで、だからこそ制作者、著作権者と作業しました。また連邦からの支援、援助、そしてスポンサーなどによって費用をまかないました。著作権者つまりプログラム制作者は、その権利を所有し続け

るということです。それから、字幕のコンテンツは、番組の一部として配信されます。それと、最初にいわれた100%の字幕というのは、この要件はデジタルTVの到来とともにきています。この二つは違った問題で、直接の関連はないように見えますが、あきらかに、字幕付きの番組を提供しようという「勢い」の点では共通性があります。FCC、アメリカの通信当局が、デジタル放送の要件を一部設定しています。いまのスケジュールでは、アナログの放送にももちろん提供しますが、デジタルTVでも提供されるだろう。ただ、スケジュールは長期的なもので、2006年くらいまで見通せるものです。この字幕を100%につけることで問題が解決されるということではないと思う。たとえば、アメリカの別の団体があるとして、そこで番組の字幕をつけて配信するとき、番組制作者の承認をとらずに行うと、法的に配信が禁止されます。著作権法に基づき配信を禁止するでしょう。100%の字幕付き番組がどのくらい手に入るものになるのかという点ですが、アメリカでは字幕をつけるのに、許可をもらう必要があります。夜のプライムタイムの番組の場合は、たぶん100%といえるでしょう。民放であれ公共放送であれ、きちんと字幕をつけて放送していくべしということになっています。またこれは、地上波だけでなくケーブルでも同じです。民放も、何もしていないというわけではありません。連邦からの助成金をもらう一方、民放は自前のコストでキャプションを入れようとしています。

もう一つ、画面解説についての質問もありましたよね。どのようなトレーニングが必要か、そしてどんなトレーニングを受ければ番組をみることができるかということですが、たとえば科学的、技術的な内容をもった番組の場合、たしかにおっしゃるように、画面を解説するには

芸術的な技術が必要になってきます。レベルとして二つあると思います。たとえばWGBHでの経験では、8人のスタッフがいろいろな番組の画面解説の文を書いています。この人たちは二つのスキルを叩き込まれます。まず、TV局の番組制作、編成、そして仕組みを学びます。またプロデューサーの意図を理解する必要があるのです、その勉強もします。また、視覚障害者のコミュニティを理解しなければなりません。なぜならば、彼らの仕事は、見えることを「こうこう」と解説するのではなく、あくまでも視覚障害者が聞いてわかるように訳さなければならないからです。その意味で、その技術も磨かなければならず、会社としてはサポートもし、コメントもいただきます。また、スタッフが画面解説のなかに、批判的な部分を入れることもあります。アメリカの盲人連盟の会議では、私たちの流した番組が話題になり、そのときに、これが本当に、今見てきたかのようにしっかりと覚えられていたことがありました。画面解説がわかりやすかったからだと思います。この内容について、じゃあどんなレベルの人に画面解説文を書いてもらうかというそのトレーニングは6ヶ月。最終的にはプロデューサーに任せるようにしています。これまでに、ケン・バーンズというプロデューサーが、たとえば南北戦争などのいろいろな歴史に関する番組を作ってきました。野球など、何年も作ってきました。このようなプログラムを解説するにあたって、我々は多くの作業をしました。まず制作ベースで番組の中身を細分化し、連絡をとりあいました。ときには、プロデューサーが、ナレーションを事前にみて、OKが出てから入れてくれということもありました。たいていはそこまでは必要ないですが。一般的に、番組を作ってから放送するまでの時間はとても短く、特にドラマティックな番組ですとかスターウォーズのよう

な映画などでは、早くネタとして新しいうちに放送しなければならず、とはいえその解説文をつくるのは時間がかかる。そのへんは我々もジレンマを感じます。また、我々は制作者との間に信頼関係を築かなければなりません。また彼らだけでなく、実際の視聴者との間に信頼関係を築くことも重要です。たとえば時には、制作者が「こういう解説はふさわしくない」と言ったとします。しかし、「視聴者はこう言っている」といった議論を戦わせることもあります。通常のナレーションではない、健聴者向けではない形ですが、そのへんの調整は必要です。一つ、科学的な番組で出てくる問題があります。たとえば、ほとんどの人が見たことも無いような世界を解説する場合です。例えば、コルテス海というのが、中米、メキシコにありますが、この海には非常に不思議な生物がいて、殆どの人は見たこともないような生物がいる、非常におもしろい海なんですね。こういった場所というのは、殆どの人は見たこともないので、それをわかりやすく解説するといっても難しいです。とはいえ、正確にわかりやすく解説文を作っていくのはわれわれの大きな仕事になっていきます。画面解説を最初の段階から入れるためには、その仕事を十分にできるスタッフを育てなければならぬ。そのスタッフがチームワークをくんで働ける環境作りも大切です。われわれにとっての課題です。先ほどの「スターウォーズ」一人30分とか、20分というようにパートを分けて、6人のスタッフに割り振って、2, 30分ずつ担当させました。もちろん、バラバラに作業するだけではダメで、一本の映画を扱っているわけですから、いま自分はこういう風にやったというのを、うまく繋げるチームワークです、最終的に。で、一番分かりやすい画面解説に繋げていきました。コマーシャルな、民法テレビ局について言いますと。アメリ

カで人気のある、シチュエーションコメディ、いわゆる昼メロとかお笑いですね。話がすごく早く進みますから、このような番組の場合、同じ設定で同じキャラクターは登場するが、だけど、会話の中身は全然違う。そういうことがままあります。その場合は、ある公式、方程式のようなものを使って、理解してもらいます。というのは同じキャラクターが、つまりリビングでの会話は何度も出てきますので、見ている人が一番分かりやすい形で解説できるように努力をしています。ごめんなさい、ずいぶんと話してしまいましたが、ここで切ったほうがいいですね。

河村／　たくさんのテーマについて一度にふれてくださいましたので、ちょっと長くなりましたが、ずいぶんいろいろなテーマができました。ここで、少し補足的に先ほど提起された問題にかみ合わせて他のパネリストからもお答えいただきたい。要約の内容について。どの程度まで要約をすべきなのか。してもいいのか。つまり、情報のアクセスの平等性、あるいは、公正な情報アクセスというとき、どこまでが同じものといえるか？　たとえば要約の場合、画面の音声解説の場合。同時に、視覚障害の場合、弱視と全盲とで要求が違う点についての意見・質問もありました。画面の音声解説はある程度画面が見えることを前提にするのか。それから、速いテンポのときには、字幕でも音声でも、同じ問題が生じます。つまり個々の問題について要求をどのようにとらえて情報保障するのか。このあたりについて、質問に対する回答プラスご意見ということで、牧田さん。

日本における解説放送

牧田／　私ども視覚障害者の場合、解説放送が中心ですが、皆さんご存じか知りませんが、「ハッピー」という盲導犬の映画を作っていま

す。その映画に、目の見えない人も同じように目えるように音声ガイドの作業を始めて、試写会を3回行ない、先日もこのことで共同通信の取材を受けました。どの程度まで解説放送を加えるか、微に入り細に入りするのか、ホラー映画の場合など解説するのか、そこまで解説すると、想像できず、ぜんぜんホラーでなくなってしまう。どの程度まで解説するかは大変難しい問題です。現実には、テレビの話でも、ありましたが、演劇、歌舞伎等でも情景描写の放送をやっています。日本でもやっと、ガイドライン、どこまでやるのか、それぞれ検討しはじめたのが現状です。現実には、どこまでやるかと合わせて、過去に見えたことがあるかどうか。今は見えないけど、あるいは見えたことがないかどうか。それぞれによっても違います。まったく見える人を対象とするのか、少し見える人が対象か、検討が必要です。後者の場合は、まったく見えない人が対象だろうと思います。少し見えないのとまったく見えないのは違います。私見ですが、まったく見えない人を対象とした解説放送だろうと考えています。

河村／　それでは補足的に、いまの牧田さんの論点について、全盲の石川さんのご意見を。

石川／　同感ですので、少し別の話をします。なお、ラジオはTVの代用になるか、というご質問がありましたが、テレビとラジオは異なるメディアです。代用はできません。ラジオはラジオだし、テレビはテレビなんですね。ところで、私たちは情報へのアクセスと言うことで、キャプションについて話してきたわけですが、これは、盲人、ろう者にかかわる話でした。今日私たちは盲ろう者のことを忘却しています。盲ろう者のことを思い出したとしても、別の人たちのことを忘れるかも知れない。何が言いたいか。最初に一生懸命考えることは大切だし、最初にありったけの資源を投入してがんばるこ

とが大切。さらに、付け加えるなら、たとうっかり忘れても、あとで対応できるような工夫も必要ということ。具体的に言うと、基本的に融通のきくのはテキスト情報。これさえあれば、自由に加工できます。一人一人の都合に合わせて内容の修正、表現の変更が可能になります。

内容と表現を分離するというのが基本だと思うんです。中には、絵とか音楽とか、内容と表現が分かちがたい物があり、これは仕方ないでしょうが、そうでないもの、分けることが十分可能なものもたくさんあります。内容と表現を最初から独立させて提示することが基本だと思います。表現を変えることで内容が理解できる場合は表現を変えればよいし、内容にまで踏み込んで変更しなければならない場合にはそれやらなければなりません。知的障害などがある人々にはそうしたことが必要になるでしょう。

田中さんの質問とも関わりますが、私たちの社会は、私が働いて私が生み出した物は私の物である、という考えと、私が生み出したものによって私の価値が決まるという考え方を根本原理として持っています。著作権には財産権と人格権があると言われます。いかにも近代社会的な権利です。最近では、インターネットのホームページのショッピングのやり方なども著作物であるとか、あるいはビジネスモデルもそうだとか言われます。ありとあらゆるものが私が作り出したものだといわれるようになったということです。私が作った物の範囲、定義はどんどん拡張されています。社会は新しい定義に当惑しながらも、結局押し切られ、受け入れてきています。

ときに、作家が著作権に基づいて、私の作った物が私の価値、私そのもののあり方を示しているのだからと、内容のみならず表現の仕方もある私の著作物だと主張し、内容の要約も、表現の変更も一切認めない、と主張することがありま

す。しかしそれは困るんです。内容はできるだけ損なわないようにしながら、表現はときとして大幅に変更せざるをえないことを社会は認めなければなりません。視覚的に表現されたものを音声で表現しなおしたり、つまりオーディオディスクリプションですね、聴覚的に表現されたものを視覚的表現に変換する、つまりキャプションですね、それを私たちは必要としています。ときには内容だって変えなければ伝わらないことがあります。それは著者には不満な場合があるでしょうが、許容しなければならないことなのです。一方的に著作権だけが膨脹するのではだめなのです。

河村／ ありがとうございます。続きまして、高岡さん、越智さんからさきほどの質問、主に要約について、それから技術的な質問についても。いかがでしょうか。



字幕の要約について

高岡／ 高岡です。まず、要約についてですが、そもそも、音声とか声をすべて文字にあらわすことはできないわけで、ですから、どうしても音声を文字にかえた時点で、ある程度の制約がついています。また実際に画面に現れた字を読むときに、たくさんの文字が速く表示されては読めないわけで、やはり情報にアクセスするための字幕ですから、読める限界というのがやはりあると思うので、要約せざるをえないと考えています。特に、日本の場合には、高齢による

難聴のかたが多いので、字幕は読みやすいスピードで表示されることが重要な要素だと思います。しかし、今後、デジタル放送が発達しますと、字幕はその放送されている時だけ見るのではなく、ハードディスクのような記憶装置に記録しておいて、ゆっくり再生して見る、映像と音声をゆっくり再生するような見方もできるのではないかと。ですからそういうときには、ある程度文字の量が多くても大丈夫だと思いますが、それは今後わたくしたちの求めるものがどういうものか、ということを制作者側に示していく必要があると思います。

それから、技術的な問題では、いま字幕制作は放送局側が作ることになっていますが、それが、第三者が字幕を制作して、放送している番組に合成させる、あるいは同期させて見ることができないのではないかと。しかし、そうはいつでも、放送事業者の、字幕をつけて放送しなくてはならないという責任は免れるものではありません。しかし作り方としては、別の作り方が今後出てくるのかな、という考えを持っています。

河村／ 越智さんは。

越智／越智です。だぶっている問題は省きまして、私は字幕を要約するかどうかについては、聴覚障害者が選べる環境があればいいと思っています。今は字幕をつけるだけですが、将来的には全訳版と要約版の両方を放送して、どちらを選択するかについて聴覚障害者が自分で選べればいいと思います。デジタル化になれば出来ると思っています。もうひとつ、字幕の作り方については、さきほどお話があったように、テレビ局ではなくて、聾者団体と共同で作る必要があるのではないかと。製作段階でテレビ局と聴覚障害者側が話し合っていく必要があるのではないかと。そう思っております。

河村／ ありがとうございます。さきほどまでのところでは十分言われていないのですが、非常に関連した問題として、知的障害、認知障害の人たちに文字だけではなく、あるいは図形だけではなくて、わかりやすく、よりわかる形で情報を提供する必要があるということもこれまで言われてきていると思います。それも今の要約をめぐる問題と関連すると思いますので、その問題について井上さんのほうからご意見を。



LD（学習障害）者とマルチメディア

井上／フロアのほうからは特にLD関連の質問はなかったですが、先ほどは5分間ということで、LDの人のイメージが沸きにくかったのではと思います。

具体例をお話ししますと、アメリカの有名な俳優トム・クルーズがLDであると言われています。正確には「ディスレキシア(dyslexia)」つまり「読字障害（難読症）」ということです。日本ではLDとして一くくりにされることがあります。

映画「レイン・マン」冒頭のシーンで、トム・クルーズが秘書に手紙を読ませる場面があります。なぜ自分自身で手紙ぐらい読まないのかと疑問だったのですが、実はあれは彼自身の日常生活の姿であって、俳優としての演技ではなかったのです。彼は文字が読めないのです。アルファベットの特徴で、pとqとか、bとdと

か、紛れやすい。我々でもちょっと識別しにくいです。映画のセリフを、通常なら台本を読んで覚えるのですが、彼の場合は人に読ませて覚えるということです。あるいはもしかすると読み上げソフトで、テキストファイルから読んでいるかも知れませんが。

日本ではディスレキシアの人というのは、今まであまり知られていなかったそうです。というのは日本語の文字の特徴の特徴として、ひらがなでもカタカナでも音と文字とが一对一の対応をしています。英語ではそうではないのです。同じアルファベットの文字であっても何通りも発音があります。実は日本語でも、ひらがなで紛らわしい文字の形があります。また、最近言われているケースとしては、耳から音として聞こえていても言葉としての理解がしにくい人がいます。このような人たちでは、字幕を読むと理解できる。私も最近年をとってきて調子が悪いとき、テレビのニュースでアナウンサーが早口だと聞き取れないことがあります。ニュースの字幕をちらっと見れば内容をつかめます。LDの人にはこのような困難があるのだと思います。それから先ほどギャロデット大学のディさんから、日本の実情について知りたいという話がありました。先ほども申しましたが、残念ながら情報アクセスがどうこうという段階までいっておらず、まず学校教育において適切な教育を受ける権利を求めている段階です。情報アクセス権まではなかなか深められてはいないのです。ですが数から言うと大きな数のはずです。アメリカでは約200万人のLDの人がいると伺っています。日本ですと学齢期人口の数パーセント、文部省では1%程度という考えのようですが、研究者によっては3-5%とも言っています。

LDの人たちの人数がこう表れてきて問題が明らかになってくれば、情報提供者側も無

視できなくなるだろうと思います。

先ほど聴覚障害者とLDの人の関連が話題になりましたが、アメリカでのLDの問題が始まったときも、実はマイクル・バストという元々は聴覚障害を研究していた方が、耳が聞こえているのに言葉が理解できない人たちを発見したのがきっかけの一つと伺っています。

ですからコミュニケーションが取りにくいという面では、聴覚障害者とLDの人で共通点があるわけですし、LDの人たちの問題が世間に広がれば、聴覚障害者の問題ももっと身近に捉えられることもあると思います。

先ほど昼休みに、読み上げソフト（ディジー）を拝見しましたが、文字情報を音声にして取り込むことは、LDの人のタイプによっては、非常に強力な武器になると思います。

今後、情報の取り込み口がインターネットになっていく時代の流れですが、インターネットのように、文字だけでなく音声や画像といったマルチメディアというのは、LDの人のように情報のインプットに困難がある人にとっては、きわめて有用なものだと思います。

河村／ ありがとうございます。ここで、今ずっと議論しているなかで、著作権との結びつきというよりはむしろその周辺、より基本的な、どういう情報を誰が必要としているのかという議論を展開してきたと思います。で、この後、技術と著作権に的を絞り、まとめの議論に入りたいと思います。

まず、先の質問にも関わりますが、ジョンさんに、それぞれの国によってさまざまな違いが、著作権にある。公正な利用（フェアユース）という概念が日本の著作権法にはない、アメリカにはある。そういうふうな、国による根本的な考え方の違いをどうやって超えて、必要な情報

アクセスと著作権者の権利と調和をとりながら実現していくのか。それについて、少し展開していただきたく。まず、ジョンさんからその点についてうかがいたいと思います。

情報アクセスと著作権者の権利と調和

ジョン／ はい、ありがとうございます。じつは、今おっしゃったことというのが、我々の著作権プロジェクトのベースになっています。今日お話をしましたが、やはり乗り越え方というのが、モデルとなる基本法案をつくり、それを基本として使い、そして各国に普及していく、採択を働きかけていくということを、今まさに始めようとしているところです。作業部会をつくり、法案の素案をつくっています。そして、各国の図書館協会と共同で作業していきますが、もちろんそのまえに基本法案について同意し、それを各国の図書館協会と共同でそれぞれの国で働きかける。そのモデル法案が、改良は少しあるかもしれませんが、各国で採択されれば調和がとれていくと思います。少なくとも著作権法という意味では、国境を超えた基本的な合意ができることになります。

今のご質問にたいし、キーポイントはモデル法案の策定であり、それがなければ状況は今のまま、それぞれの国々が異なった例外やコンセプトをもち、著作権法を作り、それに基づいてアクセスを制限していくことになります。ただの複写、あるいは改正、フォーマットの変更、そういったことにそれぞれの国の法律が存在することになってしまいます。このフォーマットの変更は我々に必要です。障害者にアクセスしてもらうためには必要で、ですのでキーポイントはモデル法案の策定です。

河村／ ありがとうございます。つづきまして、もう一つ重要な問題提起があったと思います。

たしかにパソコンやインターネットを使えば、情報が得られやすくなるかもしれない。しかし、障害者・高齢者のごく一部しかインターネットやパソコンを使えないのではないかという意見がありました。それについては、午前中に参加されたかたにはある程度答えが出ていると思いますが、要約すると、たとえばパソコンで実現できることが、専用の使いやすい再生機になったり、あるいは、携帯電話がインターネットのメールを読めたり、それから、デジタルテレビになって、インターネットの機能もTVに持ち込まれる。そういうふうな技術の展開というものを今わたしたちは目撃しつつあるわけです。で、この点について、もう少し、実際に開発を進めておられる立場から、パソコンやインターネットを使わないと新しい情報技術というものが障害者、高齢者のものにならないのだろうか、それとも、パソコンそのものの英語でいうとルック・アンド・フィール、見かけ、形というものが変わっていったって、もっと身近な日常的な用具として、情報技術が使われていく、そういうことはないのだろうか。そのあたりについて、ジェリーさんから発言をいただけたらと思います。



障害者・高齢者のための情報アクセス

ジェリー／ 今の点というのは、非常に重要なことで、とても核となる問題です。アメリカでも同じ問題が存在しています。この技術がいかに

に情報の配信と受信に影響するかという問題がポイントとなっております。私どもの政府もこの問題を検討しています。たぶん来月5日会議を開く予定です。大統領のホワイトハウスで、会議が行われます。つまり、デジタル時代において、もてるものともてないものの格差が出てきているということです。PCを持っていない人もたくさんいます。私の子供が通っている学校でも、クラスの中でインターネットのアクセスが開始されています。そして、家にもPCがあります。2人の息子はパソコンに慣れ親しんでいます。多分彼らの学級の中でも、半分は自宅にパソコンがないのではないのでしょうか。大きな問題です。学校で技術が提供されているので、そこで学習できるが、しかしそのことによって、閉め出したい人を結果的に閉め出していることがあります。例えば、先生が宿題を出します。インターネットの調査を、という宿題が出ます。かなり若い低学年でもそういう宿題が出るわけです。自宅にパソコンがあればできますが、自宅にないとできない。地元の図書館にある、そこでやろうというというのが一つの解決方法になりますが、教育制度を考えた場合、技術をいかに使って構築していくか、どのくらい教室の中で使っていくかが重要な問題です。たくさんの方が考え始めています。皆さんがおっしゃったこととも関わりますが、アメリカの学校では、多くの州でカリキュラムがCD-ROMで提供されるようになってきています、カリフォルニアなどで。これはまだ実現していませんが、学科が全てCDで提供されたら、全員がアクセスできるかという問題もあります。検討しています。その中で指導に使われる材料に字幕、画面解説があるのか、子供が理解できるレベルで提供されているのか、ということも大きな問題になります。100%の字幕にするか、まとめにするかという問題もありま

す。私のほうのアプローチは、従来の一般的な方法は、字幕においては、私どものテレビ局でもそうですが、完全に一語一語すべてをひろうというやり方でした。それが標準のやりかたでした。ただ、時によって、話されている言葉の数が多すぎる。今、字幕の容量はかなりありますが、それでも入らない。一分間に180。それでも入らないことがあります。そうすると、このレベルの字幕を提供するのは、かなりハイレベルになります。そうすると、見ているほうの能力にも見合わないということになります。従って、まとめの字幕をしようというプロジェクトもあります。さっきのアーサー君と一緒にやるもので、その番組の視聴者は、4_8歳の子供です。その際制作会社としては、しゃべるスピードです。早すぎるのではないか。このアーサーの番組は、これから、低年齢の子供達のために、今、まとめた形の字幕になってきています。識字と字幕の関係を探ろうというプロジェクトもあります。大学の先生も何人か巻き込んで研究しようとしています。言語の習得の問題に関わっている先生達です。そのプロジェクトの中で、どのくらいの字幕のまとめをすればいいのかを探っていきます。ですから、時々単語を切ってまとめて編集するというより、全く違う形でのまとめの方法になります。これからがんばってやろうとしています。

河村／ ジョンさん、どうぞ。

ジョン／ 補足させてください。この問題はコストにも関連していると思います。つまり、PCを誰も買えるわけではない。日本の状況を完全にわかっているわけではないが、おそらくアメリカと似ているのではないのでしょうか。アメリカでは公共の図書館などでインターネットなど、誰でも使えます。また使い方がわからない人には、アクセス方法や検索方法を教えています。また特別プログラムを設定して、アメリカ

に移住してきた人たち、異なる文化の人たちへのサポートもしています。もちろん英語だけでなく、ほかの言語のプログラムも。

それから、今後もっと革新的な方法が見つかって、そしてパソコンがもっと多くの人に簡単に使ってもらえるような状況が生まれるでしょう。今朝読んだ記事がありまして、アメリカのフォードという自動車メーカーでは、インターネットへのアクセスに、月5ドルで社員がアクセスできるようにしたわけです。つまり日本円で数百円です。コスト的にももっと安価になるということですね。

河村／ 残り5分ですので、まとめに入ります。お一人ずつご意見をうかがえないので、さらに議論をしたいかた、ぜひこのあと5時半から5階の「松の間」でしたか、「桜の間」2階です。このパネリスト全員が移りますので、そちらで質問、ご意見等、交換したいと思います。ぜひ、質問等のあるかたはそちらへ。

ここでとりあえず、時間がきましたので、まとめさせていただきます。



まとめ

今日は、テーマは「ネットワーク時代のマルチメディア技術」と、「障害者・高齢者の情報アクセス権を保障するために、著作権に考慮をはらいながら、これからそれぞれの立場で何をすべきか」それを考えるために時間をとってパネルディスカッションをおこなってきました。午前

中のプレゼンテーションにもありましたし午後でも随時ふれましたが、やはりコンピュータ技術の進展というのが非常に重要な要素になってくるとは思います。その技術というものが産業化され、みんなの身近な機械となって、あるいはTV、電話といった道具となり登場します。そのときに、できあがってしまってから何とかするのではなく、出だしできちんと情報アクセスを保障することが大事、ということをみんなで確認できたと思います。同時に、どうしても見落としがち、忘れがちな問題があるということも現実だと思っています。したがって、あとでそういう考えることを忘れていたことを取り込みやすいような、柔軟な仕組みにしておくこと。これが、もう一つ重要である、ということも確認できたと思います。

そして様々な障害、あるいはその複合的な現れを考慮しながら、これからデジタルTVを中心に、全く新しい情報技術が各家庭に入ろうとしている今の時期、今回の主催者の障害者放送協議会、日本障害者リハビリテーション協会とともに今日の成果をふまえていっそうの展開をすることを、主催者としてお約束すると同時に、それをアメリカからお二人いらしていただき、アメリカでの動きをご紹介いただきましたので、非常に共通点がある、ということがわかってきたと思います。

こういった共通点の認識を十分生かしながら、これから国際的な運動を広げて、今回のセミナーの目的であります障害者と高齢者がともに情報アクセスを十分に保障される、そういう社会を作っていくことを目指して、明日からそれぞれの場で、パネリストも会場みなさんも一緒に運動、活動を広げていくということを最後にですね、確認して、このパネルディスカッションを閉じさせていただきます。

それでは、長い時間、どうもありがとうございました。
ました。

(拍手)

司会／ みなさま、ありがとうございました。
もういちど拍手を。

以上をもちまして本日の「マルチメディアネットワーク時代における障害者・高齢者の情報アクセスと著作権国際シンポジウム」を終了させていただきます。最後までご静聴いただきましてありがとうございました。

お使いになりましたイヤホンとご記入いただきましたアンケートは5階受付までお持ちいただきますようお願いいたします。

このあとのパネリストたちの移動先は、2階の「桜の間」です。お話をされたい方は、是非お越しください。

本日は本当に、ありがとうございました。みなさまお気をつけてお帰り下さい。(終了)

参考資料ー 1

ゼリー・フィールド氏プレゼンテーション資料

DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Non-Profit, Educational
Broadcast Company

- Television
- Radio
- Cable
- Web

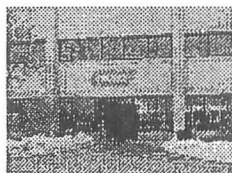


DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Major Producer in U.S.
Respected for Quality

- Local
- National (PBS)
- Syndication
- International



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Innovator

Technology Leader

- Stereo
- Captioning
- Video Description
- Digital

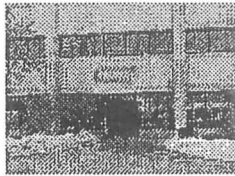


DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Serving People with
Sensory Disabilities

- 24 Million Deaf
- 13 Million Blind
- Families and Friends
- Universal Design



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Serving People with
Sensory Disabilities

- Information
- Education
- Recreation
- A Basic Human Right

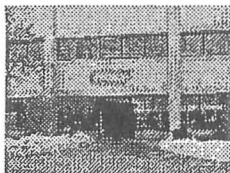


DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Media Access Division
Serving the Broadcast Industry

- The Caption Center
- DVS
- NCAM



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



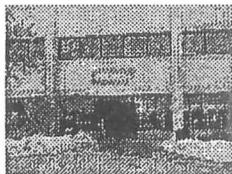
WGBH/Boston ...

The Caption Center
Since 1972

- Closed Captions
- Real-Time (Live)
- Multiple Languages



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

Descriptive Video Service
Since 1990

- Second Audio Program
- DVS® Home Video
- Movie Theaters
- DVD



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



WGBH/Boston ...

National Center for Accessible Media

- New Media R&D
- Movies, Theme Parks
- Museums and Schools
- DTV and Web



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards
From Source to the Home

- ATSC DTV
- SMPTE Broadcast
- SCTE Cable
- CEA Consumer



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards
Maintain Current Services

- NTSC Libraries
- Captions from Line 21
- Descriptions from SAP
- Convert to Digital



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards
Maintain Current Services

- Solutions for Broadcast
- Data Extraction
- Routing & Monitoring
- Data Re-Insertion



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

Create New Services

- Multiple Captions
- Stereo Descriptions
- Better Look & Feel
- More User Control



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

Showing the Way

- Create Test Materials
- Work with Industry
- Identify Needs
- Provide Solutions



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

ATSC DTV Caption Specifications

- 9.6 Kbps set aside
- MPEG-2 user data
- Includes EIA-608
- EIA-708 feature set



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

EIA-708 advanced features

- Range of fonts, sizes
- Multiple caption
- Includes EIA-608
- EIA-708 feature set



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards
ATSC DTV Description specs

- Dolby Digital (AC-3)
- Multiple services
- No specific set-aside
- "Associated" audio



DTV Accessibility for Persons with Disabilities
Gerry Field
DTV Access Project Manager
CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards
Description advanced features

- Stereo and surround
- Multiple languages
- Efficient delivery
- Other digital media



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards Current Regulatory Action (FCC)

- DTV Caption rules
- Description rules
- Receiver requirements
- Broadcaster obligations



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards New, Rich Media

- Data broadcasting
- Broadband -streaming
- XML
- SMIL (Boston and 2.0)

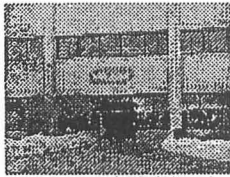


DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

Copyright Issues

- Derivative Work?
- Work For Hire?
- Method of Distribution?
- Unions and Guilds?



DTV Accessibility for Persons with Disabilities

Gerry Field

DTV Access Project Manager

CPB/WGBH National Center for Accessible Media



DTV Access Project

Implementing Standards

International Accessibility

- W3C and WAI
- DVB - UK & EC
- ATSC - Australia
- Japan - JSRPD

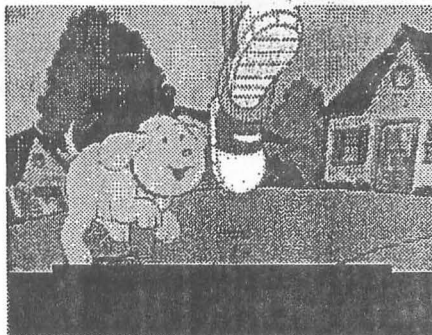


CPB/WGBH National Center for Accessible Media DTV Closed Captioning Prototype

This example uses some of the new features of
the EIA-708 (DTV) closed captioning standard.

"Read-Along Captions"

- 'Glossary' words highlighted so viewer can follow along
- Caption Text displayed in a variety of fonts
- Windows can be translucent or have color backgrounds
- Multiple windows highlight text



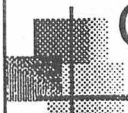
The CPB/WGBH
NCAM
National Center for Accessible Media

From the PBS series "ARTHUR"
Produced by WGBH/Boston



参考資料－ 2

ジョン・デイ氏プレゼンテーション資料

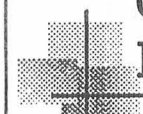


Copyright and Accessibility

John Michael Day

Presentation
Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities Seminar
Tokyo, Japan
February 5, 2000

1



Outline for Presentation on International Copyright Project

- Background Information
 - Conceptual Framework
 - Statement of Issues
- International Copyright Project
 - Description
 - History
 - Work Plan
- Rationale

2



Background

- Universal Declaration of Human Rights
- Issues of Concern
- Universal Design
- Problem Statement

3



Background: Universal Declaration of Human Rights

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

United Nations, Adopted December 10, 1948

4



Background: Universal Declaration of Human Rights

Article 19

Everyone has the right to freedom of opinion and expression; this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive and impart information and ideas through any media and regardless of frontiers.

United Nations, Adopted December 10, 1948

5



Background: Issues of Concern

- The rights of copyright owners
- The rights of people to access information
- The effect of technology on communication, availability, and access
- Two harmonies needed

6



Background: Issues of Concern

The rights of copyright owners

- Copyright owners need protection
- Copyright laws provide incentive

7



Background: Issues of Concern

The Rights to Access Information

- Most efforts directed toward general population
- Special needs addressed only on case-by-case basis

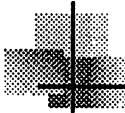
8



Background: Issues of Concern Effects of Technology

- Information is now produced in electronic form
- Articles, books, videos, music can all be transmitted instantaneously around the world

9



Background: Issues of Concern Two Harmonies Needed

- Harmony between copyright owners and people's rights of access
- Harmony in copyright laws across national boundaries

10



Background: Universal Design

- Applying the principles of “Universal Design” to publishing would be ideal
- This remains the real goal
- However, we must solve accessibility issues now for current and historical information

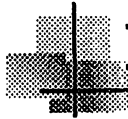
11



Background: Problem Statement

- In most countries, very specific exemptions are made to accommodate only very specific groups, e.g., people who are blind
- These exemptions vary from country to country
- Information has become global and the applicable copyright law is that of the country of the copyright owner

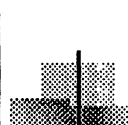
12



International Copyright Project

- Description
- Objectives
- History
- Current Status
- Next Steps

13



International Copyright Project Description

- This is a project to ensure that all people with disabilities have the same level of access to all information as that guaranteed to the general population as a matter of basic human rights.
- This project is international in scope

14



International Copyright Project Objectives

- To develop basic language legislation that will legalize the changing of the format of copyrighted works in order to provide access to such works by **ALL** people with disabilities
- To have this legislation serve as a model for all countries
- To work with national library associations around the world to promote this legislation in their home countries

15



International Copyright Project History

- August 1998 meeting with Hiroshi Kawamura and Kiyoshi Harada in Amsterdam
- June 1999 Association of Specialized and Cooperative Library Agencies (ASCLA) President's Program in New Orleans
- August 1999 meeting with U.S. Register of Copyrights
- August 1999 International Federation of Library Associations (IFLA) conference in Bangkok

16



International Copyright Project Current Status

- International Federation of Library Associations agreement to host
- Support from the American Library Association
- Support from U. S. Register of Copyrights

17



International Copyright Project Next Steps

- Working Group to develop model legislation
- Collect "Best Practices" of current legislation
- Involve international non-governmental organizations
- Involve International Publishers Association
- Submit final draft model to International Federation of Library Associations

18



Rationale

- Information
- Copyright
- Libraries

参考資料－ 3

情報機器展示およびデモンストレーション

別 紙 1

MS-DOS用音声点字ブラウザ&エディタ ALTAIR (アルティア) Version 2.1

MS-DOS用インターネットメールソフト WMAIL (Wメール) Version 2.24

日本語 MS-DOS で動作し、画面に文字情報のみを表示するブラウザおよびメーラーです。音声出力、点字出力にも対応しています。画面上の画像を見ることができない視覚障害者を含む人々が、文字情報を介してインターネットを利用することができます。

I. MS-DOS 用 音声点字ブラウザ&エディタ ALTAIR (アルティア) Version 2.1

ALTAIR は、日本語 MS-DOS 上で動作するテキストブラウザ&エディタです。

音声出力、点字出力にも対応していますので、画面上の画像を見ることができない視覚障害者を含む人々が、文字情報を介してインターネットを利用することができます。

Version2.X では、WINSOCK 対応となり、Windows95, 98 の MS-DOS プロンプト(DOS 窓)で動作させることによって、Windows の PPP および TCP/IP の環境設定をそのままお使いいただくことができます。Windows を併用される方には大変便利です。

1-1 エディタとは

「エディタ」は、テキストファイルを作成するためのもっとも効率的な道具です。具体的には、バッチ・ファイルやコンフィギュレーション・ファイルを作るとき、原稿を下書きするとき、パソコン通信やインターネットで相手に送るメールを書くとき、プログラムを書くときなどに使うとたいへん便利です。

1-2 ALTAIR の特徴

(1)「早くて簡単」

ALTAIR は音声表示と点字表示をガイドにして効率よく入力・編集等の作業を行うことができます。動作速度と操作性に優れており、初心者でも楽に使いこなすことができます。

(2)「多機能かつ高機能」

中・上級者のためには、マルチ・ファイル編集、CD-ROM 検索、インターネット・アクセス、電話発信、FAX 送信、ブロック単位での編集、マーク付け機能、コピー・アンド・ペイスト、コントロールコードまで含んだ検索・置換など、使い方しだいで色々と活用できる機能を数多く用意しました。

(3)「リアルタイム点訳」

ALTAIR は、EXTRA Ver.3 のかな訳・点訳エンジン EXTRA-CORE を利用してリアルタイムに変換精度の高い点字表示を行うことができます。音声だけでは難しい細かい作業も、編集中文書を点字ディスプレイに表示しながら快適に行うことができます。点字ファイルも、点字ディスプレイで快適に読むことができます。

(4)「ファイルサイズ無制限」

巨大文書も編集できるというのも ALTAIR の大きな特徴です。一行の長さ、総行数、ブロックの大きさにも制限はありません。メインメモリ、拡張メモリ、ディスクのフリースペースがつかるまで編集作業を行うことができます。1 メガ、2 メガといった巨大テキストファイルの編集も簡単に行うことができます。

(5)「CD-ROM 検索」

ALTAIRには便利なCD-ROM検索機能があります。文章を書きながら国語辞典や英語辞典などを引くことができ、検索結果を文章にペーストすることも簡単です。

(6)「インターネット・ブラウザ機能」

ALTAIRはインターネット・ブラウザ機能を装備しています。ホームページの閲覧はもとより、検索エンジンの利用、フォーム入力、FTPなどにも対応しています。

【動作環境】

ご利用のシステムが下記の動作環境に合致するかどうかを確認してください。(Version 1.0 / 2.X 共通)

2-1 対応パソコン

- (1) NEC PC-98 シリーズおよびその互換機
- (2) DOS/V 機

2-2 音声環境

- (1) NEC PC-98 シリーズおよびその互換機の場合
グラスルーツ、VDMのいずれかとそれらがサポートしている音声合成装置が必要です。
- (2) DOS/V 機の場合
グラスルーツ、VDMのいずれかとそれらがサポートしている音声合成装置が必要です。

2-3 対応 OS

- (1) NEC PC-98 シリーズおよびその互換機の場合
日本語 MS-DOS Ver.3 以降または WINDOWS95/98
- (2) DOS/V 機の場合
日本語 DOS Ver.J5 以降、または WINDOWS95/98

2-4 必要なメモリ

最低メインメモリ 300KBが必要です。また快適にご使用いただくためにはEMSメモリもしくはXMSメモリが必要です。

2-5 インターネット用の設定

MS-DOS上でお使いになる場合、インターネット用のソケットは別にMS-DOSに組み込む必要があります。WATTCP(DOSPPP)またはPCTCP(Ver2.Xの場合)をあらかじめ組み込んで、インターネットに接続できるようにしておいてください。

Version 2.Xを、WindowsのMS-DOSプロンプトでお使いになる場合、インターネット用のソケットはWindowsに組み込まれているWinsockを使います。Windowsを設定して、インターネットに接続できるようにしておいてください。

* Version 2.1 について

Version 2.1 では、下記の改良を行いました。

1. アクセスできないホームページがあったので問題を解決した。
2. 点字ファイルの読みを改良した。
3. メモリ不足のときにスワップファイルが作れない問題を解決した。
4. その他細かい不具合を修正した。

II. MS-DOS用 インターネットメールソフト WMAIL (Wメール) Version 2.24

近年の視覚障害者のパソコン利用環境は急速に整備されつつあります。

従来は利用不能と思われていた Windows 環境においても、いくつかのスクリーンリーダーソフトが開発され、その上で動作するアプリケーションソフトも増えてきています。

インターネットの利用環境も、急速に立ち上がってきています。

しかし、依然として、MS-DOSの音声環境を使用している視覚障害者は数多く存在し、MS-DOS環境の整備も決して怠るわけにはゆきません。

本ソフトはそうした MS-DOS 環境整備のひとつの形として、特にインターネット利用をこのプラットフォーム上で確実に容易に実現することを目的に開発されました。

MS-DOS用のTCP/IP環境構築用モジュール及び、同時開発されたテキストブラウザALTAIRと併用することで、視覚障害者にも快適に利用できるインターネット環境がMS-DOS上で実現できます。

また WMAIL Version2.X は、WINSOCK 対応となり、Windows95, 98 の MS-DOS プロンプト (DOS 窓) で動作させることによって、Windows の PPP および TCP/IP の環境設定をそのままお使いいただくことができます。Windows を併用される方には大変便利です。

このメールソフトには、以下の特徴があります。

- ・メニュー選択式の簡単なユーザインタフェースを備えている
- ・添付ファイル処理によるバイナリファイル送受信が容易
- ・メールを任意フォルダに振り分けて管理することが可能
- ・保存メールを日付、タイトル、本文内容などから容易に検索することが可能

従来のパソコン通信メールに近い操作性を有し、なおかつ保管メールの検索・再利用が容易になっています。

使い慣れたエディタと組み合わせることにより、通常の文書作成感覚でインターネットメールを存分に利用することが可能になっています。

* Version 2.24 について

Version 2.24 では、2.23 から下記の点を改良いたしました。

1. 添付ファイル名の取得方法を改良。
2. マニュアルに refile.rc の説明がないバグを修正。
3. アドレス登録で正しく登録できない場合があったのを修正。

【動作環境】

ご利用のシステムが下記の動作環境に合致するかどうかを確認してください。

1 対応パソコン

- (1) NEC PC-98 シリーズおよびその互換機

(2) DOS/V 機

2 音声環境

DOS 用スクリーンリーダーが必要です。

3 対応 OS

(1) NEC PC-98 シリーズおよびその互換機の場合

日本語 MS-DOS Ver.3 以降または WINDOWS95/98

(2) DOS/V 機の場合

日本語 DOS Ver.J5 以降、または WINDOWS95/98

4 必要なメモリ

最低メインメモリ 400KB が必要です。また快適にご使用いただくためには EMS メモリもしくは XMS メモリが必要です。

5 インターネット用の設定

MS-DOS 上でお使いになる場合、インターネット用のソケットは別に MS-DOS に組み込む必要があります。WATTCP(DOSPPP)またはPCTCPをあらかじめ組み込んで、インターネットに接続できるようにしておいてください。

Version 2.X を、Windows の MS-DOS プロンプトでお使いになる場合、インターネット用のソケットは Windows に組み込まれている Winsock を使います。Windows を設定して、インターネットに接続できるようにしておいてください。

<使用条件について>

- 1) ALTAIR および WMAIL (以下「ソフトウェア」) は、(財)日本障害者リハビリテーション協会が開発したフリーウェアです。
- 2) 原則として複製、配布は自由ですが、複製、配布の際は、付属のドキュメント類を含め、アーカイブすべてをオリジナルのまま複製、配布してください。また複製、配布に当たって金銭の授受があってはなりません。特に、商業目的で頒布することを禁止します。
- 3) ソフトウェアを他のサイトやBBS等に転載されたい場合は、その旨当協会までご連絡ください。
- 4) ソフトウェアの使用、改変等により生じた直接、間接の結果については、当協会は一切責任を負いません。またバージョンアップ、バグなどに対する責任も負わないものとします。
- 5) ソフトウェアのサポートは、メーリングリストによる情報交換をもって代えさせていただきます(下記参照)。使用法やトラブル等について、当協会または開発者個人へ問い合わせることはご遠慮ください。使用法やトラブルに関する情報は他のユーザーにも有益ですので、特別な理由がない限りは、メーリングリストをご利用ください。

参考資料一 4

参加者一覽

No	名前	所属
1	田中 邦夫	国会図書館
2	土屋 ともよ	東大分院図書館
3	鈴木 恭子	江戸川点訳メイト
4	小林 一雄	日本コロムビア
5	矢管 美紀	ATMATE
6	並川 正	日本聴覚障害者コンピュータ協会
7	谷口 希子	登要会
8	椎崎 洋	全家連
9	片山 宏彦	キャノンKK
10	多胡 かつえ	要約筆記者
11	三輪 忠義	東京大学総合図書館
12	松村 香也	東京三菱銀行
13	高岡 正	全難聴
14	藤元 節	毎日新聞東京社会事業団
15	旭 洋郎	長野大学
16	小林 順子	全難聴
17	織瀬 武彦	会社員
18	角田 智恵子	アルバイト
19	中村 道	登要会
20	長谷川 貞夫	
21	森田 智仁	坂戸PSV
22	細谷 寛	歩みの会
23	皆川 みさ子	登要会
24	新居 弥生	大岡研
25	中和 正彦	フリーライター
26	平山 啓子	登要会
27	岩田 美佐子	
28	西下 節子	
29	斎賀 武	S&C
30	中村 芬	デジタル編集協議会ひなぎく
31	岩杉 犬彦	練馬区視協
32	村田 松江	練馬区視協
33	内田 知之	
34	石川 浩志	通訳IRC
35	山崎 雅子	
36	渡辺 修	
37	古家 貴代美	手話講習会受講生
38	山崎 良志	
39	稲垣 比呂樹	日身連
40	古宮 美杉	
41	オオハマ	
42	小柳 友枝	全通研
43	生貝 典子	東洋大学 大学院
44	佐々木 大輔	東洋大学
45	ジョンフンキ	ダスキナーリーダー育成事業研修生
46	大熊 昭	朝日新聞
47	村山 拓	早稲田大学
48	曲尾 明子	
49	細川 正嗣	CSS
50	高橋 正美	東京都手話通訳派遣協会講習会受講生
51	井上 正己	NTT
52	島田 孝徳	松下電器
53	花田 春兆	
54	松山 洋子	
55	犬井 彰子	
56	宇都 修一	
57	鉄本 秀史	
58	切明 政憲	
59	坂部 美秋	
60	池ノ内 二郎	
61	覚張 美洋	
62	坂井 忠裕	
63	市川 和江	
64	真野 守之	

65	大島	和子
66	後藤	阿珠
67	林	令子
68	大嶋	直美
69	鈴木	健生
70	岩松	犬彦

参考資料－5

アンケート結果

アンケート結果

1. プログラム全体はどうでしたか？

1. よかった 2. ふつう 3. よくなかった

2. 施設前のアクセス、施設内の利用はどうでしたか？

3. プログラムで一番良かったことは何ですか？

4. 気になったこと、改善した方がよいと思ったことはありますか？

5. その他ご意見、ご質問、ご希望などございましたらお書き下さい。

1. 1

2. 駅から近いし、すばらしい施設でした。

3. パネルディスカッション

4. PRが不足でもったいなかった。

5. デジタル放送になった時、字幕での録画は簡単にできるようになるのか？

特にタイマー録画はできるのか？

受像機の問題だと思うが、「放送研究委員会」でその部分も言ってもらえるのか？

(今タイマー録画で、字幕付きでできる難聴者の方が少ないので)

1. 1

2. よかった

3. アメリカの実情と日本の実情を比較できたこと。

一種類の障害者のみが参加していたわけではなく様々な声がきけたこと。

4. デモの時に慌てていたと思うのですが、実際の動作と字幕が一致しない。

(字幕で次の画面を見て…とあったのみ、次の次の画面に変わっていた) 時があったので少し混乱した。

5. もっとこういう企画をやってほしい。

実際に来られない人の為にホームページで説明をのせてもいいのでは？

1. 1

2. 駅から近くてよかった。

3. デモンストラーションが多く、これまで知らなかったことを実際に見ることができた。

関係団体→国際的に協力し運動を展開していくことの重要性を認識できたこと。

4. 参考資料をいただきましたかった。今回各障害者団体の意見があり時間がなくなってきたで、詳細または具体的な内容がもうすこし欲しかった事。

5.

1. 1

2. 区の施設としてこのような施設があるのはうらやましいです。

非常に開放的な施設で使いやすいです。

3. 河村さんの基調報告とデモンストレーション
4. もう少しデモの時間があつたら良かったと思います。
5. 今後も障害者と高齢者の情報アクセスに関するシンポジウムを開催してほしいと思います。
午前中の講演は20分の時間の中で良くまとまっていたと思います。

1. 1
2. すばらしい施設
3. 1つの障害だけでなく、共通の課題としてこれからの情報のあり方を共に考えることができたのはとても良かった。
4. 参加者が少なく残念でした。行事が重なっていたようで…。
地元の聴覚障害を持つ方もお誘いすればよかったと思いました。
5. 司会の方がとてもまとめがよかった。

1. 1
2. よかった
3. パネルディスカッション
WGBHの方の話は大変参考になりました。
4. デモが少しわかりにくかったです。
- 5.

1. 1
2. わかりやすかった。
3. 実際のソフトが見れたこと、何も知らなかったので「何が問題か」わかった。
4. 技術の開発者（技術者）側の話も聞きたかった。技術の利用者の話としてはとても考えさせられた。
- 5.

1. 2
2. 問題なく到着できました。
3. パネルディスカッション
ゼリー氏のスターウォーズこの先が楽しみです。
4. プレゼンテーション、本邦初演のテレフォンブラウザ楽しみにしていたのですが音は小さかったので残念でした。でもやれることがわかって私たちも早く着手してユーザーにアクセスしてもらえる日が早くくると良いなあとと思いました。
5. ジョンさんが各項目に分けて説明されたのですが、もう一度戻って説明してほしいです。聞き流してしまいました。要約・字幕は音訳をする私共にも参考になることでした。
また、どんなことで障害者の立場になるかわかりません。もっと皆が関心を持っても良いのではないのでしょうか。

1. 1
2. 会場名に都営新宿線船堀駅北口を付けて欲しかった。
廊下のサインが不足。ドアを出たところにトイレ・エレベータ等への方向指示が欲しい。

3. サポートシステムが素晴らしいと思ったこのノウハウは中の形で公表されているのでしょうか。
会議関連のマニュアル（スタッフ、機器をどういう形で以来・調達することが可能かということを含めて）公表して欲しい。
4. 放送局とか映画関係者にはどの程度案内されたのでしょうか（図書館関係者・電気機器製作会社・パソコン関係者等）もっと多くの参加者と意見交換ができる機会にできると良かったのではないのでしょうか。
5. これから作られるサポートシステムの要員養成、コスト負担の公共的な支援体制作り、基本設計のために必要な情報、障害者がどのような支援を必要としているか、著作権法の制限について、諸外国での素晴らしい先例の紹介等。情宣活動。

1. 1
2. わかりやすく使いやすい施設です。
3. パネルディスカッション
パネラーの各立場からの意見がリアルで刺激的でした。
(いろいろな障害があってもサポートが十分であればこれだけ内容の深いディスカッションができるというモデルを見せてもらったことも収穫でした。)
- 4.
5. シンポジウムの内容の”要約”をノーマネット etc で公開してもらえるとありがたいです。

1. 1
2. 意外と（！！）利便であった。使い易い。要約筆記（PC）も見易い。
3. プロジェクター画面が見やすく、ゼリーフィールド、ジョンマイケルデイ両氏の内容が良くわかった。マルチメディアのデモも面白かった。かみくだかれた内容がわかりやすかった。
4. 間口が広いため焦点が絞りきれない感がある。とりわけ「著作権」を表に出したわりに触れることが少なかったようである。

1. 1
- 2.
3. 多様な考え方を、今際よくまとめてくださったこと。流れが良くわかった。
- 4.
5. 規模でいいので、これ類した機会をたびたび設けていただきたい。

1. 1
2. よい
3. シンポジウム
- 4.
5. またこのような企画をお願いします。

1. 1
2. よし
3. パネルディスカッション

4. なし。字幕もこれまでで best
- 5.

1. 1
2. 駅から一分で着けるので非常に便利だと思いました。施設内もきれいで、席も十分にあったので利用しやすかったです。
3. 「著作権とアクセシビリティ」についての招待公演。
プレゼンテーションの内容（順序）がわかりやすく。スライドの使い方も効果的だったと思います。
4. 時々通訳の人称がずれることが気になりました。誰の発言かを正しく伝えることも重要に感じます。でも、字幕や手話通訳、同時通訳があったことは非常に便利で有効だったと思います。
5. タイトルにあるように「障害者・高齢者」あるいはLDの方々に焦点が当てられていることはわかりますが。もう少し健常者（知らない人）向けの法律の説明があると良かったと思います。健常者が「何ができるのか」ということについての意見が聞けると良かったです。

1. 1
2. 駅から近く良かった
3. ゼリーフィールドさん公演
4. 国際シンポジウムで内容がとてもよいのに客席がずいぶん空いていたのもったいない。もっと情報を流して欲しい。

1. 2
2. いつも中心に出かけないとならないので近くでやってくれてうれしいですが、江戸川の人知らないのではないかと思った。もっとPRを！
- 3.
4. 場所が悪いのか事前のアピールが悪いのかホールを使ったには人が少なくもったいない。私は近くで情報があつたため来られてよかった。近くてうれしかった。
自己紹介より早く深く中身に入って欲しかった。
5. 企画は視覚障害者から教えてもらえました。社協、ボラセン等にも案内広告等送っていただけるとありがたいのですが・・・！

1. 1
2. 特に問題なし
3. LDの息子を持つ親として情報をいかに彼に与えるかを考えるために参加しましたが、第一歩として知識が深まりました。
4. 何故こんなに参加者が少ないのか気になった。会場へのアクセス？宣伝不足？一せっかくのシンボがもったいない気がしました。
- 5.

- 1.
2. 大変遠かったが船堀 st からはすぐだったので助かった。
3. パネルディスカッション

4. 午前中のデモンストレーションは残念だった。(リハーサルはしたのだろうか?) 時間や手順がかかりすぎ、実生活で利用する気にはなれなかった。

1. 1

2. アクセスは特に問題を感じませんでしたがつまづきやすいホール内の階段が気にかかりました。又、会場内の照明が公演中暗く、メモがとりにくかったことが残念でした。
4. 北米の放送における事例、問題点、今後の課題については、大変参考になりました。著作権と障害者の権利との関係をどのように考えたらよいのかというお話からも問題の難しさがよく理解できました。
5. せっかくの字幕表示でしたので、講演者の方も少しゆっくりと話をされるとよかったと思われます。

1. 1

2. 1 Fで案内していただきよかった。
3. 招待講演
4. 特になし
- 5.

1. 2

2. このシンポジウムの話聞いたときは「江戸川区文化センター」ということで、そちらの方へ行ってしまいましたのでアクセスには苦労しました。
3. デモンストレーションが多かったので、説明がわかりやすくなっていたこと。
- 4.
- 5.

1. 1

2. この方面にきたことがなかったのですが駅前で迷うことなく来れました。
3. ゲリーフィールドさんのお話でキャプションとオーディオディスクリプションが統合されたプログラムに感激しました。
- 4.
- 5.

1. 1

2. よかった
3. 今日はフィールドさんの講演までだったので、フィールドさんの講演よかったです。
- 4.
- 5.

1. 1

2. 駅のそばはよかったが新宿から遠い。設備はきれいで新しくて気持ちがいい。
3. フィールド氏の講演

- 4.
5. せっかくいい内容で手話通訳もパソコン要約筆記もあるのに関係機関に宣伝してない（日聴紙など）のはもったいない。

1. 1

2. 立派な施設ですばらしい国際会議でした。さらに多くの参加者が集まる会議に発展すればと思います。
3. 「障害者のためのデジタルTV放送」
デジタル放送に関する最新の情報を知ることができて大変勉強になりました。
4. メーカーの展示コーナーは開設されていましたが、アルティア・Wメール・その他のパネルセッション（パネルコーナー）を設けてもらえたらさらによかったと思います。
5. 視覚障害者がネットワークへアクセスするために、パソコンのセットアップをサポートするボランティアに参加して1ヶ月ですが、今後の活動にとって、大変勉強になりました。

1. 1

2. 駅前で便利
3. 招待講演
パネルディスカッションでやっと総論として理解できたような気がします。
4. 空席がありましたのもっと広く宣伝されたほうがいいのではないのでしょうか。
解説についてはコストの問題なのでしょうが、よい方法を見つけられることを希望します。
5. スクリーンをもっと活用されるとよいと思います。
著作権とマルチメディアは逆行する立場のようですが同じ方向で話し合うことが大切だと思います。

1. 2

2. 駅のすぐ前なのでわかりやすかった。会場の中が朝のうち特に寒かったように感じました。
3. パネルディスカッション
4. 参加者が少なかったことが残念です。
外国からきてくださった講演者のことを考えると、たくさんの参加者に聞いてもらいたいと思います。宣伝の仕方など御一考をお願いします。
5. 午前中のデモンストレーション等プログラムのテーマが少しわかりにくかったと思います。

1. 2

2. 良かった
3. パネルディスカッション
- 4.
- 5.

1. 2

2. アクセス、施設とも申し分ありません。
3. パネルディスカッション
各パネリストの立場から「アクセス権と著作権の調和」というテーマについての見解を聞くことができよかったと思います。

4. デモがわかりにくかった。もう少し操作性が向上すると思います。
5. 本日のシンポジウムのテーマ「著作権」の意味が多様にとらわれて各講演が行われていたので、聞いているほうでは理解しにくかった。

1. 1
2. (1) 地下鉄・小田急
(2) 食堂もよい
3. パネル討論
4. 字幕表示・画面解説の技術上の課題の説明も聞きたかった。

1. 1
2. 自宅駅→市ヶ谷→船堀 すんなりきました
3. 招待講演
4. デモ
目で見ながらアクセスするので時間がかかるのでは。視障の立場でアクセスしてもらえたらよかったのに。
5. 板山先生早く治してください、お体大切に。

1. 1
2. すぐにわかった
3. 障害者・高齢者を対象に多くのサポートがあるということがわかった
例) ソフトウェア、TV番組
4. 午後の講演で使用されたパワーポイントでのプレゼンテーションに関して、プリントして配布してもらえたら後日ネットなどで再度その問題に関して調べたり理解できたかなと思います。
5. お疲れ様でした。今後もこのような催し物を続け、多くの人の理解とサポートが得られるようにがんばってください。

1. 2
2. よかった
3. 2人の米人の話
4. 客の入り、PR不足では？
- 5.

1. 1
2. 施設とは会場のことですか？とても楽に聞いた。
3. 日本の中での問題とアメリカでも同じ問題を抱えているのがわかった。
4. イヤホーンの耳かけが少々きつかった。
5. も少しPRしてこんな良い話をもっと多くの方々にきいてほしかった。

**マルチメディアネットワーク時代における
障害者・高齢者の情報アクセスと著作権
国際シンポジウム**

平成 12 年 3 月 31 日発行

発行所：財団法人 日本障害者リハビリテーション協会内

〒162 - 0052 東京都新宿区戸山 1 - 22 - 1

TEL 03 - 5273 - 0601 FAX 03 - 5273 - 1523

障害者放送協議会 事務局

印刷：有限会社サイトー印刷

TEL・FAX 03 - 3298 - 6754

この報告書は、全国生活協同組合連合会、埼玉県民共済生活協同組合および
社会福祉法人 中央共同募金会の助成により作成されました。